

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

横断的施策	(1) 人権教育・人権啓発の推進	1 ページ
	(2) 相談機能の充実	9 ページ
	(3) 調査研究・情報収集・情報提供の充実	11 ページ
	(4) さまざまな主体との連携による取組の推進	12 ページ
分野別施策	(1) 部落問題	14 ページ
	(2) 女性の人権	17 ページ
	(3) 子どもの人権	20 ページ
	(4) 高齢者の人権	26 ページ
	(5) 障害者の人権	30 ページ
	(6) 外国人の人権	36 ページ
	(7) セクシュアル・マイノリティの人権	38 ページ
	(8) インターネットと人権	39 ページ
	(9) さまざまな人権課題	41 ページ

2021（令和3）年3月
名張市

第3次名張市人権施策基本計画進捗状況自己評価基準

区 分	事業目標の達成率（自己評価）
A. 進んだ （目標を達成した）	100%
B. ある程度進んだ （ある程度目標を達成した）	80%以上 100%未満
C. あまり進まなかった （目標を下回った）	60%以上 80%未満
D. 進まなかった （かなり目標を下回った）	60%未満
E. 未着手（未執行）	—

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

横断的施策(1)人権教育・人権啓発の推進

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
①家庭教育における人権教育・人権啓発の推進	(ア)家庭教育を支援するため、保護者に対する人権に関する学習機会や情報の提供に努めます。	・市内全小・中・高等学校等に、子ども相談室便り(ほっとラインぷち・ほっとライン・ほっとラインplus)を年4回配布。ホームページにも紙面を掲載。 ・ads. FMIにて、「名張市子ども条例」と「名張市子どもの権利を考える週間」についての放送を行い、市職員を含む放送エリア内の方々に、名張市子ども条例の啓発を行った。 ・庁内啓発モニターにて「子どもの権利週間」のスライドを掲示し、来庁者や市職員に、名張市子ども条例の啓発を行った。 ・広報なばりにて、子どもの権利週間についての記事を掲載。 ・人権・男女共同参画推進室主催の人権・同和問題企業研修会開催に伴う啓発の際に、子ども条例啓発チラシの配布及び送付。(子ども家庭室)	B	福祉子ども部 教育委員会
		・保育所(園)、幼稚園、認定子ども園では、お便りや参観等の機会をとらえ、人権に関する情報提供や学習の機会を設けた。 親子映画会の開催により、平和・反戦・命の大切さなど人権に関し考える機会をもった。(保育幼稚園室)	A	
		・人権参観やそれらにかかわる懇談会、児童の人権学習の発表会、また、児童生徒の実態や課題となることを通信などで発信。(学校教育室)	B	
	(イ)ゆとりを持って家庭教育に向き合えるよう、子育てに関する不安や悩みを安心して相談できる体制の充実を進めます。	・子ども相談室を設置し、子どもに関する相談全般について対応している。子どもからの相談については、電話通話料無料のフリーダイヤル。相談日:月・火・木・金:8:30~17:15 水:10:30~19:00 (子ども家庭室)	B	
		・保育所(園)、幼稚園、認定子ども園では「相談窓口」のポスター掲示を行い、保護者が気軽に相談できるよう体制を整えた。マイ保育ステーション3か所において、安心して子育てに関する相談ができる体制を整えた。(保育幼稚園室)	A	
②学校教育における人権教育・人権啓発の推進	(ア)就学前教育では、保育所(園)、幼稚園での日々の体験や遊びなど、子ども同士の関わりの中で、社会性や自尊感情、他人を大切にする心が育まれるよう、一人一人の子どもの特性や育ちに応じた保育・教育を進めます。	・保育所(園)、幼稚園、認定子ども園では、絵本・描画・製作、歌・合奏、体操・ダンス、散歩、サッカー、運動会等さまざまな文化的活動やスポーツ活動を取り入れ、総合的な活動を通して豊かな情操を育み、健全な心身の育成に取り組んだ。(保育幼稚園室)	A	福祉子ども部 教育委員会
	(イ)保育所(園)、幼稚園、小学校の連携を密にして、就学前から学校へと切れ目のない人権教育を推進します。	・各学校・園での人権教育カリキュラムの作成と交流 ・年間通じて、赤目同和教育推進担当者連絡会やセンター連絡会(比奈知)での交流(学校教育室)	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

横断的施策(1)人権教育・人権啓発の推進

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
	(ウ)学校教育における人権教育では、教職員の人権や人権教育に対する姿勢そのものが問われます。学校人権・同和教育推進委員会における人権教育や人権課題に関する研修機会の充実など、教職員の人権感覚・人権意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「せいかつ実践交流会」「三同教大会」レポート報告 ・人権教育カリキュラムの交流 ・担当者研修会(地域の方の話を聴くことを通して差別の現実から深く学ぶ) ・<ミニ研修とグループ討議> 部落差別解消推進法の周知と部落問題学習の推進について「ちがいを豊かさ」とは？人権教育を進める上で大切にしたいこと(学校教育室) 	B	
	(エ)全ての学校教育活動の中心に人権尊重の理念を位置付け、学校・学級が子どもたちにとって、自分の人権が尊重されていることが実感できる「居心地のよい場」となるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・綴るなどくらしをみつめ、クラスの中で思いを出し合うなかで、受け止めてもらえる安心感から、そこが居場所になる。そういうなかまづくりをめざす。学校人権・同和教育推進委員会において、「人権教育ガイドライン」で示されている「人権教育を推進するうえで大切にしたいことQ&A」の「なかまづくり」の内容について周知を図った。(学校教育室) 	B	
	(オ)人権教育の取組成果について、定期的な点検・評価を行います。地域に開かれた中学校区別人権教育推進協議会などを活用し、教職員だけでなく、子ども、保護者、地域などさまざまな視点から点検・評価を行い、共有することで、地域の子どもの実態に即した教育内容の創造につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区別人権教育推進協議会で、児童生徒の様子を情報共有。児童生徒につけたい力を考えるとともに、様々な視点から話し合いを行った。(学校教育室) 	B	
	(カ)子どもたちが、人権問題についての学びを知識レベルにとどめず、自らの問題と捉え、問題解決に取り組みたいと思えるような、豊かな人権感覚と確かな人権意識を育むため、被差別部落出身者、子ども、女性、高齢者、障害者、外国人などのさまざまな人権課題の当事者や、支援に取り組む人々との交流活動を取り入れます。	<ul style="list-style-type: none"> ・出会い学習を設定し、人権問題について自らのしんどさと重ねて考え、差別解消に向けて行動する意欲につなげた。(学校教育室) 	B	
	(キ)学校、保護者、地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもの豊かな成長を支える名張版コミュニティ・スクールを、2020(平成32)年度までに全ての学校に導入できるよう体制整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度中に学校運営協議会を市内全小中学校に設置する。 平成29年度設置 1小学校と1中学校 平成30年度設置 5小学校と1中学校 令和元年度設置 7小学校と1中学校 令和2年度設置(予定) 1小学校と2中学校 (学校教育室) 	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

横断的施策(1)人権教育・人権啓発の推進

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
③ 社会教育における人権教育・人権啓発の推進	(ア)市民センターで実施される学級・講座、サークル活動が、人権尊重を基本に据え、地域の人権課題解決や、参加者のつながりを深めるものとなるよう連携を強化します。	各地域へ該当事業の実施について聞き取りを実施。各地域の実施状況は下記のとおり。 【名張】・名張市民センターまつり 2月29日～3月1日実施 【蔵持】・蔵持市民センター祭 11月10日実施 ・人権合同講演会「実感しよう暮らしと人権」 2月5日実施 【薦原】・第29回コモコモふれあい祭 11月10日実施 約600人参加 【美旗】・第21回美旗市民センター祭り 11月23日 【比奈知】・第38回比奈知地区文化祭 11月23日～24日実施 ・ひなち女性学級「人権学習」 年1回実施 42人参加 【錦生】・第32回錦生地区文化祭 11月30日実施 約600名参加 ・錦生クラブ主催 高齢者学級 毎月第3水曜日実施 毎回40人参加 【赤目】・赤目市民センターまつり 11月9日実施 【箕曲】・箕曲文化祭 12月7日～8日実施 約500名参加 【国津】・第12回国津フェスティバル 10月13日実施 【桔梗が丘】・市民センター祭 10月26日～27日実施 2500名参加 ・プチコンサート 12月15日実施 300人参加 【つつじが丘】・つつじが丘市民センター祭り 10月26日～27日実施 【梅が丘】・川西・梅が丘フェスタ 11月2日～3日実施 【百合が丘】・地域フェスタ 11月2日実施 約2500名参加 【すずらん台】・すずらん台市民センターまつり 10月13日実施 ・主催学級 朗読DVD鑑賞「ちいちゃんのかげおくり」 12月13日実施 【鴻之台・希央台】・中央ゆめづくり館作品展 1月26日～27日実施 (地域経営室)	A	地域環境部 福祉子ども部 教育委員会
	(イ)隣保館や教育集会所・児童館で開催される人権学習会の内容充実に努めるとともに、地域住民の積極的参加を促します。	・両隣保館において地域住民を対象とした人権学習会を実施し、参加者アンケートで効果測定を行うとともに、住民の学習ニーズの把握による内容充実に努めた。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(ウ)子どもにとって最も身近な存在である保護者が、偏見を持たないこと、差別をしないこと、人権を尊重することを、日常生活における自らの姿で、子どもに示し伝えていくことが大切です。保育所保護者会や幼稚園、小中学校PTAを対象とした人権課題に関する研修を行います。	・保護者向け人権研修会を開催したり、「おたより」で節分や子どもの日、ひな祭りなど行事の由来を伝えたり、差別に関する情報を発信する中で、保護者が偏見をもたないことや差別をしないよう啓発を行った。(保育幼稚園室)	A	
		・PTA組織の中に、人権教育推進部等を設置している学校があり、PTA人権講演会を実施。 ・保護者に声をかけ、人権に関する地区懇談会や、保護者対象の人権学習会を実施。(学校教育室)	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

横断的施策(1)人権教育・人権啓発の推進

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
	(エ)地域や各種団体・機関等における人権に関わる研修・学習活動を支援するために、社会同和教育指導員、人権教育主事、人権啓発担当職員等を積極的に派遣します。	・人権学習会への講師派遣 幼稚園や保育所、学校等への人権講演派遣 延べ188人 ・人権に関する出前トーク 5月21・24日 名張市民センター 7月29日 グリーントピア名張 12月3日 双葉学級講演会 (名張市民センター、ふたば会、名張幼稚園共催) 12月5日 名張市民センター女性学級 2月5日 蔵持市民センター (人権・男女共同参画推進室)	A	
	(オ)名張市人権センター、名張市人権・同和教育推進協議会と連携し、行政、学校、地域、各種活動団体、企業、宗教団体等の垣根を越えて、人権に関する研修機会を提供します。	・名張市人権・同和教育推進協議会特別講演会として、人権学習会を実施。(1/25) (人権・男女共同参画推進室)	A	
	(カ)市民の人権意識を高めるため、人権に関する「出前トーク」のテーマを更に充実させます。	・出前トークの項目を増やし、内容充実に努めた。 (人権・男女共同参画推進室)	A	
④ 市職員・教職員・企業などを対象とした人権教育・人権啓発の推進	(ア)市職員一人一人が、自らが人権行政の担い手であることを自覚し、市民の基本的人権の尊重を具現化することを念頭に自らの職務に取り組むよう、人権に関する研修を実施します。	・ads. FMIにて、「名張市子ども条例」と「名張市子どもの権利を考える週間」についての放送を行い、市職員を含む放送エリア内の方々に、名張市子ども条例の啓発を行った。 ・庁内啓発モニターにて「子どもの権利週間」のスライドを掲示し、来庁者や市職員に、名張市子ども条例の啓発を行った。 ・広報なばりにて、子どもの権利週間についての記事を掲載。(子ども家庭室)	B	総務部 地域環境部 福祉子ども部 産業部 教育委員会
		・人権相談力アップ研修(同和行政担当主任研修を兼ねる)を開催 テーマ「メウロコ! 英語は関係ない(10月11日開催)」 ・新規採用職員1次研修「人権研修」 ・新規採用職員2次研修「比奈知地区フィールドワーク」 ・男女共同参画研修を実施 テーマ「管理職を対象としたワーク・ライフ・バランスおよびハラスメント研修(2月19日開催)」(人事研修室、人権・男女共同参画推進室)	A	
	(イ)市役所内部における人権リーダー育成のため、三重県人権大学講座への職員派遣を継続します。	・三重県人権大学講座への職員派遣1名(人事研修室)	A	
	(ウ)同和教育実践を担ってきた教職員の退職による世代交代が急速に進む中、管理職や人権・同和教育担当者を対象とした研修会を開催するとともに、学校人権・同和教育推進委員がリーダーとなって校内研修を進め、教職員の資質と人権感覚・人権意識の向上に努めます。	・人権・同和教育推進担当者研修会(7月17日)…藤本佐利さん(部落問題) ・人権教育管理職研修会の実施(8月19日)…西井正和さん(部落問題) ・学校人権・同和教育推進委員会において、人権学習指導資料等を活用し、校内研修が進められるように研修を行った。(学校教育室)	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

横断的施策(1)人権教育・人権啓発の推進

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
	(エ)人権教育や各種人権課題に関する研修会などの開催情報を提供するとともに、主体的・積極的参加を促します。	・各機関からの人権研修の案内を行い積極的な参加を呼びかけた。(保育幼稚園室)	A	
		・10月21日～11月1日に企業啓発訪問を行い、人権啓発企業研修会の開催周知と参加呼びかけを実施。(人権・男女共同参画推進室、商工経済室)	A	
	(オ)名張市人権センター、名張市人権・同和教育推進協議会と連携し、市内企業を対象とした人権啓発企業訪問を実施するとともに、人権啓発企業研修会を実施します。	・10月21日～11月1日に企業啓発訪問を行い、人権啓発企業研修会を11月15日に開催した(人権・男女共同参画推進室、商工経済室)	A	
	(カ)人権に関わりの深い民生委員児童委員、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権に関する研修を支援します。	・名張市民生委員児童委員協議会連合会全体研修会にて人権教育、SDGs、ダイバーシティの役割に関する研修を実施(2月6日) (医療福祉総務室、人権・男女共同参画推進室)	A	
	(キ)名張市人権センターと連携し、高齢者や障害者、子どもなどの人権擁護に特に関わりの深い各種福祉施設に対し、人権に関する研修機会を提供するとともに、参加を働きかけます。	・市内の保育施設や幼稚園に名張人権センター主催の研修の案内を行い、参加を呼びかけた。(保育幼稚園室)	A	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

横断的施策(1)人権教育・人権啓発の推進

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
⑤ 地域交流による人権啓発の推進	(ア)隣保館等(隣保館・児童館・教育集会所)を差別撤廃と人権確立のための活動拠点と位置付け、各種講座、サークル活動をはじめ、地域や市民センター、関係団体と共催する地区文化祭などのイベントを通じて周辺地域との交流を積極的に進めます。	・両隣保館(比奈知及び一ノ井)にて文化祭を開催し、人権に関する取組の発表を行っている。また、バザー開催を通じて周辺地域の人々と交流を図っている。(人権・男女共同参画推進室)	A	地域環境部
	(イ)地域づくり組織などと連携し、地域における体験活動、スポーツ活動を促進し、子どもと大人の交流を促進します。	・各地域へ該当事業の実施について聞き取りを実施。各地域の実施状況は下記のとおり。 【名張】 ・五十寿学級(中年婦人)の名張養護学園への奉仕作業及び施設での子どもたちの状況などの学習 7月19日実施 【蔵持】 ・ウォークラリー 11月2日実施 ・くらっこ広場 5月～4月の間、計20回実施 蔵持地域対象開催分 各約10人参加 10回実施 市内全域対象開催分 各25～30人参加 10回実施 ・市民センター見学 小学2年生 6月27日実施 29人参加 小学1年生 9月12日実施 31人参加 【薦原】 ・地区民運動会 6月1日実施 約400人参加 ・夏休み親子ハイキング 8月実施 ・ワイワイサロン 8月24日実施 40人参加 【美旗】 ・ファミリー卓球大会 10月13日実施 47人参加 【比奈知】 ・健康フェスタ 10月26日 70人参加 ・グラウンドゴルフ 10月6日 57人参加 ・ボウリング大会 12月8日 48人参加 【赤目】 ・ホテルの鑑賞会 6月15日実施 ・地域の人と小学生の日帰りキャンプ 7月20日実施 ・星空観察会 8月10日実施	A	
	(ウ)名張市人権センターと連携して地域における人権リーダーの養成に取り組み、各市民センターなどにおいて実施される学級・講座、サークル活動、イベントなどで生まれる地域住民の相互交流を通じて人権啓発を図ります。	・名張市人権センターに委託した人権啓発まちづくりリーダー養成事業で地域社会における国際交流、多文化共生をテーマとして、多くの市民が訪れるイベントである隠街道市に国際屋台村を出店(10月13日)。タンザニア、韓国、インドネシアにルーツを持つ伊賀地区在住者の協力を得て、各国の家庭料理を来場者に提供した。(人権・男女共同参画推進室)	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

横断的施策(1)人権教育・人権啓発の推進

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
⑥ 人権啓発行事・広報紙・啓発資料等による人権啓発	(ア)「人権週間」(12月4日から10日まで)を中心に、「人権週間記念行事ふれ愛コンサート」、「街頭啓発」、「人権作品展」など人権啓発事業を重点的に実施します。	・人権週間記念行事ふれ愛コンサート 12月8日 adsホール 650名参加 「増田太郎トーク&ライブ 心の握手コンサート」 ・人権週間街頭啓発 12月3日 市内大型店舗店頭・主要駅前 11ヶ所 ・人権作品展 12月4～10日 市役所ロビー 12月11～20日 やなせ宿 ・懸垂幕掲示、啓発のぼり設置、庁内放送による啓発 12月4～10日 市庁舎及び周辺 (人権・男女共同参画推進室)	A	市長直轄 地域環境部 教育委員会
	(イ)市民が日常生活のさまざまな場面で出会う出来事が、人権に結びついていることを考えるきっかけとなるよう、市広報に連載中の人権啓発コーナー「ひまわり」の内容充実を努めます。	・毎月掲載している「ひまわり」は、楽しみにしている読者も多く、読者アンケートでも感想をいただくことがあります。引き続き、掲載を行い、日常生活の中で感じた人権について考えるきっかけになるよう努めます。(秘書広報室、人権・男女共同参画推進室)	A	
	(ウ)市ホームページを活用し、新たな人権課題や社会的関心が高まっている人権問題について情報提供し、人権啓発を図ります。	市ホームページやSNSなどの媒体を活用して、タイムリーな人権啓発に努めています。(秘書広報室、人権・男女共同参画推進室)	A	
	(エ)引き続き、同和対策審議会答申が出された1965(昭和40)年8月11日にちなみ、毎月11日を「人権を確かめあう日」と位置付け、各部持ち回りによる人権リレーメッセージの庁内放送など啓発活動を実施します。	・毎月11日を「人権を確かめあう日」と位置付け、各部持ち回りによる人権リレーメッセージの庁内放送を実施した。 ・リレーメッセージはホームページでも公開。(人権・男女共同参画推進室)	A	
	(オ)さまざまな人権問題の解決を図るため、啓発資料の収集、作成、提供に努めます。	・さまざまな人権課題についての資料を収集し、パワーポイントにまとめるなど各種人権学習会で活用できるよう整理。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(カ)市立図書館の人権関連蔵書の充実を図ります。	・人権関連図書購入等(4～3月11冊) (市立図書館) ※人権資料書架にある冊数です。一般書架にも人権関連図書があります。	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

横断的施策(1)人権教育・人権啓発の推進

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
⑦ 関係機関・団体との連携・協力	(ア)県・伊賀市と連携し、「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」活動の充実を図ります。	・県主催の人権教育推進委員会等代表者研修会兼「子ども支援ネットワークづくり」推進教員連絡会議及び、市町人権教育担当者会議に参加し、教職員のスキルアップと、伊賀市と名張市の取組の交流を行った。(学校教育室)	B	地域環境部 教育委員会
		・伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会事務局を担当。(2018～2019年度) ・2019年度は幹事会3回、人権学習会2回、インターネットモニタリング事業(県より受託)、モニタリング事前学習会1回、トップセミナー1回。(人権・男女共同参画推進室)	A	
	(イ)差別事象など人権侵害事象への対応については、法務局等の関係機関や関係団体と連携して、原因や背景等を分析し、再発防止とともに、今後の啓発活動に生かします。	・新型コロナウイルス感染症の発生に伴う差別事象が1件あり、法務局や伊賀市等関係機関に適宜情報共有し、連携を密にした。(人権・男女共同参画推進室)	A	
	(ウ)各種社会教育関係団体、市民活動団体などでの人権教育・人権啓発を進めるため、さまざまな人権課題に関する情報提供を行うとともに、研修会の開催を支援します。	・名張市人権センターや名張市人権・同和教育推進協議会の活動を通じて情報提供や研修機会を提供。また、出前トークによる人権講演で講師派遣を実施した。(人権・男女共同参画推進室)	A	
⑧ マスメディア等の活用	(ア)「市民意識調査」結果で、過去5年間で人権に関する講演会・研修会へ、「一度も参加したことがない」が73%に達し、その理由として「講演会・研修会が開催されているのを知らなかった」が46%で最も多かったことから、各種啓発事業の実施に当たっては、マスメディアへの情報提供を積極的に行います。	・講演会やイベント開催時には、報道機関へ積極的に情報提供。 ・また、作成する資料についても、正しく記載することはもちろん、適切な時期に取り上げてもらえるよう主旨など分かりやすく記載するように、情報発信について職員研修を実施。(秘書広報室、人権・男女共同参画推進室)	B	市長直轄 地域環境部
	(イ)ケーブルテレビやローカルFMの活用を更に推進します。	・講演会やイベント開催時には、報道機関へ積極的に情報提供。 ・広報発行後の「ひまわり」をads.FMで朗読放送。(秘書広報室、人権・男女共同参画推進室)	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

横断的施策(2)相談機能の充実

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
① 相談機関・窓口の連携	(ア) 単独の相談窓口で対応できるケースと、関係機関・関係室と共に対応するケースを分け、各相談窓口の対応フローを整備します。	・対応フロー整備に至らなかった。(人権・男女共同参画推進室)	D	地域環境部 市民部 教育委員会
	(イ) 名張市人権センターをはじめ、人権に関わる相談に取り組む民間の組織・団体との連携を強化するため、個人情報保護を前提として、情報交換を行います。	・個人情報保護対策はもちろんのこと、人権に関わる相談について相談内容により各組織や団体と連携し情報共有を行った。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(ウ) 法務局や県内の公的相談機関で構成された「人権相談ネットワーク」との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	・津・伊賀人権啓発活動ネットワーク協議会において地域における相談機能の充実のため、法務局と連携し人権擁護委員の活動紹介などを行った。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(エ) 差別事象など、人権侵犯に関わる事案に対しては、関係各室、関係機関・団体等との協力・連携を強化し、被害者の早期救済に取り組みます。	・「差別事象等対応マニュアル」を作成し、事象の正確な実態把握と、原因や背景の分析及び再発防止に向けた今後の効果的な対策や啓発方法の検討を行った。(人権・男女共同参画推進室)	A	
② 救済・支援体制の整備	(ア) 部落問題、子ども、女性、障害者、高齢者など課題別の人権相談に、「地域福祉教育総合支援システム」のネットワークを有効活用し、相談者の包括的支援につなげます。	・2018年6月よりエリアディレクターを2名増員。 ・高齢・障害・児童・困窮・教育の各分野に配置されたエリアディレクターを軸に、組織全体で他多機関協働の対応ができる体制づくりを推進。(地域包括支援センター)	A	地域環境部 福祉子ども部 教育委員会
		・子ども相談室で受け付けた相談のうち、必要に応じて「地域福祉教育総合支援システム」と連携している。(子ども家庭室)	B	
	(イ) 外国人など当事者団体を持たず、組織化されていないマイノリティの意見を反映する仕組みづくりを検討します。	・(仮称)多文化共生センターの可能性について名張市人権センターと検討し2月22日にオープニングセレモニーを開催した。 (人権・男女共同参画推進室)	A	
③ 隣保館の相談機能強化	(ア) 隣保館が地域住民にとって最も身近な総合相談窓口であることを踏まえ、隣保館広報などで積極的な利用を呼び掛けます。	・隣保館広報紙に毎月相談実施日を掲載、利用を呼び掛けた。(人権・男女共同参画推進室)	A	地域環境部 福祉子ども部
	(イ) 隣保館配置の生活相談員と「まちの保健室」との連携による、アウトリーチ型の相談支援にも取り組みます。	・2018年度よりまちの保健室を35名体制で運営。 (地域包括支援センター)	A	
		・隣保館講座への参加呼びかけで家庭訪問を実施。その際、生活相談員が相談の掘り起こしを図った。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(ウ) 部落差別に関する相談に的確に対応できるよう、関係機関・団体との連携を強化するとともに、隣保館職員の資質向上に努めます。	・三重県人権センター主催「人権に関する相談担当者等スキルアップ講座」(年6回12講座)、隣保館職員研修会、名張市人権センター主催「人権相談力アップ研修」等に参加し資質向上に努めた。(人権・男女共同参画推進室)	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

横断的施策(2)相談機能の充実

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
④ 専門相談機関・窓口に関する情報提供	(ア)各種専門相談機関・窓口の情報を、市広報やホームページをはじめ、さまざまな媒体を通じて積極的に提供します。	・毎月前半号の市広報に記載。HPはその都度更新を実施。(市民相談室、人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部 市民部
		・人権相談、女性相談、男性相談、女性弁護士相談、メンタル相談は男女共同参画センター「つうしん」(毎月発行)に実施日を掲載。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(イ)個人情報保護を前提として、具体的に相談に対してどんな対応事例があるか、情報提供に努めます。	・具体的な対応事例に関する情報提供に当たっては個人情報の保護に配慮した。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(ウ)情報の提供に当たっては、高齢者、子ども、障害者、外国人など、情報を必要とする市民の属性に配慮します。	・高齢者、子ども、障害者、外国人など、情報を必要とする市民の属性に配慮し情報提供を行った。(人権・男女共同参画推進室)	B	
⑤ 人権に関わる相談員等の資質向上	(ア)人権に関するさまざまな相談に対応するため、県や名張市人権センターなどが実施する研修会への参加など、資質の向上に努めるとともに、各種相談窓口担当者の連絡会議の開催等についても検討します。	・三重県人権センター主催「人権に関する相談担当者等スキルアップ講座」(年6回12講座)、名張市人権センター主催「人権相談力アップ研修」等に参加し資質向上に努めた。(人権・男女共同参画推進室)	B	総務部 地域環境部 市民部
		・三重県人権センター主催の「人権に関わる相談員交流会(情報共有)」に参加し相談員の資質向上に努めた。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(イ)関係機関の連絡先、有料・無料の別など、窓口対応で最低限必要となる知識は全ての職員が共有できるよう、マニュアル化を図ります。	・資料収集は行ったがマニュアルに取りまとめるまでには至らなかった。次年度の課題としたい。(人権・男女共同参画推進室)	C	
⑥ 相談の集約と分析、反映	(ア)各相談窓口において寄せられた相談内容を集約して傾向や原因について分析を行い、対応策等施策へ反映させます。	・障害者差別の相談事業(相談件数0件) 障害者差別の事案が生じた際には、障害者施策推進協議会において内容や原因を分析し、関係部局と連携して対応にあたる。また、当協議会において合理的配慮に関して三重県内事例を紹介し調査研究を行った。(障害福祉室)	A	地域環境部 福祉子ども部 市民部
		・子ども相談室で受け付けた相談を集約し、子どもの権利救済委員会へ報告し、傾向や原因について、検討、分析を行っている。(子ども家庭室)	B	
		・相談者の居住地・年齢・性別・相談種別等を毎月集約し、分析を行い、相談の多い内容については、HPやads.FMにて周知を行っている。(市民相談室、人権・男女共同参画推進室)	A	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

横断的施策(3) 調査研究・情報収集・情報提供の充実

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
① 効果的な啓発の在り方についての研究	(ア)「市民意識調査」結果を更に検証し、人権問題に対する市民の意識実態を踏まえた、効果的な啓発の在り方を研究します。	・人権問題に対する市民の意識実態を踏まえ、効果的な啓発の在り方を検討した。(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部
	(イ)名張市人権・同和教育推進協議会、名張市人権センターと連携し、新たな人権問題や、社会的関心の高い人権問題について調査研究を行い、啓発に活用します。	・人権のまちづくり推進事業を名張市人権センターに委託し、事業の柱の一つの調査研究を位置付けた。人権センターは名同協と共同で研究を行い人権・同和教育のあゆみについて学ぶために教職員が各校の研修会で活用できるCD(パワーポイントスライド形式)を作成し、各校や園に配布した。(人権・男女共同参画推進室)	A	
	(ウ)「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」や「三重県人権・同和行政連絡協議会」、「津・伊賀人権啓発活動地域ネットワーク協議会」との連携を強化し、人権問題解決のための情報交換を進めます。	・連携強化と情報交換に努めた。 →「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」幹事会3回、モニタリング事前学習会1回、人権学習会2回、トップセミナー1回。 →「三重県人権・同和行政連絡協議会」役員会2回、人権学習会2回。 →「津・伊賀人権啓発活動地域ネットワーク協議会」→情報交換会議1回。(人権・男女共同参画推進室)	B	
② 分野別人権課題に関する情報の収集と提供	(ア)部落問題や女性、子ども、高齢者、障害者、外国人など、さまざまな分野別の人権課題に関する情報の収集と提供を効果的に進めるため、関係機関・団体との連携強化に努めます。	・名張市人権・同和教育推進協議会加盟団体や、名張市人権センター理事会・評議員会構成団体との連携に努めた。(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部
	(イ)名張市市民情報交流センターの機能強化に努め、分野別の人権課題に関する最新情報の収集と提供を進めます。	・さまざまな人権課題に関する視聴覚教材や書籍、その他関係資料の収集し、市民が人権啓発担当各州に活用できるようライブラリーを整備した。(人権・男女共同参画推進室)	B	
③「人権についての名張市民意識調査」結果の有効活用	(ア)「市民意識調査」結果を、市ホームページなどで市民に広く公表します。	・「市民意識調査結果」を、市ホームページで公開しています。(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部 教育委員会
	(イ)学校教育、社会教育両分野の人権教育・人権啓発の教材として活用します。	・名張市人権・同和教育推進協議会で作成した「考えましょう！私たちの部落問題～2016年度「人権についての名張市民意識調査等から見えてきたもの～」を職員研修で活用。 ・名張市人権・同和教育推進協議会運営委員会および学校教育・社会教育合同部会の人権学習会の中で活用(学校教育室)	B	
	(ウ)今後も定期的に人権に関する市民意識調査を実施します。	・出前トークのテーマに「部落差別解消推進法」を設定し、その中で意識調査結果を紹介し課題と今後の取組を説明。(人権・男女共同参画推進室)	C	
④ 先進自治体の取組事例の研究	(ア)先進自治体の取組事例の研究を進め、本市の取組に積極的に取り入れていきます。	・「事前登録型本人通知制度」や「同性パートナーシップ制度」について取組事例を収集。(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部
	(イ)先進的取組が報告される研修会等に積極的に参加するなど、情報収集に努めます。	・各種研修会、研究大会等に参加し先進的取組事例の情報収集に努めた。(人権・男女共同参画推進室)	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

横断的施策(4)さまざまな主体との協働による取組の推進

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
① 市民の自主的な人権学習活動の支援	(ア)市民の自主的な人権学習の取組を促進するために、グループや企業、各種団体が行う人権学習会に講師や助言者を派遣します。	・派遣依頼に基づき、人権教育主事(3名)、社会同和教育指導員(2名)を講師、助言者として派遣。(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部
	(イ)さまざまな人権に関する学習資料(視聴覚教材、書籍等)の整備充実に努め、市民に対する情報提供と貸出しを進めます。	・人権に関する学習資料の整備充実に、人権のまちづくり事業の「教育啓発分野」に位置付けて名張市人権センターに委託。視聴覚教材、書籍を購入し内容充実に図るとともに、ホームページで情報発信した。(人権・男女共同参画推進室)	B	
② 地域づくり組織のまちづくり事業に人権の視点	(ア)市内15の地域づくり組織が取り組むまちづくり事業が、人権尊重を基本に据えたものとなるよう、人権のまちづくりリーダーを養成する講座を実施します(名張市人権センターに事業委託)。	・国際交流、多文化共生をテーマとして、多くの市民が訪れるイベントである隠街道市に国際屋台村を出店(10月13日)。タンザニア、韓国、インドネシアにルーツを持つ伊賀地区在住者の協力を得て、各国の家庭料理を来場者に提供した。(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部
	(イ)地域づくり組織が、人権問題に関する地域特性を把握できるよう、「市民意識調査」結果を地域づくり組織別に集計したものを提供するとともに、具体的な取組事例の提案を行います。	・具体的な事例提案には至らなかった。(人権・男女共同参画推進室)	D	
③ 中学校区別人権教育推進協議会での取組支援	(ア)中学校区別人権教育推進協議会と連携して、中学校区別人権・同和教育研修会を開催し、就学前から中学校までを見通した人権・同和教育の在り方を考え、実践します。	・各中学校区別に人権教育推進協議会を年3回実施。そのうちの1回以上授業を公開し、子どもの様子を交流。 ○名張中校区12月10日(名張中学校) ○赤目中校区11月15日(百合が丘小学校) ○桔梗が丘中校区11月15日(蔵持小学校) ○北中校区10月17日(桔梗が丘東小学校) ○南中校区10月16日(つつじが丘小学校)、2月27日(南中) 人権教育主事による講話 ○桔梗が丘中校区(6月25日) ○北中校区(2月20日) ○桔梗が丘中校区(2月10日) ○赤目中校区(2月25日)(学校教育室)	B	教育委員会
	(イ)「部落問題を考える小学生のつどい」、「部落問題を考える中学生のつどい(ヒューマンライツ)」を開催し、人権問題をテーマに子どもたちが学校を越えてつながる機会とします。	「部落問題を考える小学生のつどい」 各中学校区別に実施 ○名張中校区11月25日(比奈知文化センター) ○赤目中校区11月28日(一ノ井児童館) ○桔梗が丘中校区11月25日(桔梗が丘市民センター) ○北中校区11月21日(名張教育会館) ○南中校区11月22日(つつじが丘小学校) 「名張市ヒューマンライツ」 11月22日(名張市教育センター)(学校教育室)	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

横断的施策(4)さまざまな主体との協働による取組の推進

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
④ 高等学校別人権教育推進協議会との連携	(ア)市内各県立高等学校(県立特別支援学校含む)に設置された人権教育推進協議会に参画し、高等学校における人権・同和教育推進を支援します。	名張高校(授業公開含む) ①6月19日 ②11月13日 ③1月22日 名張青峰高校 ①7月9日 ②12月11日 ③3月4日 伊賀つばさ学園 ①6月25日 ②2月17日 (学校教育室)	B	教育委員会
⑤ 名張市市民情報交流センターを拠点とした関係団体との連携・支援	(ア)市民活動団体の交流を図り、人権に関する市民の自主的活動を促すよう取り組みます。	・市民活動団体に活動の場は提供できたが、人権に関する自主的活動促進にまでは至らなかった。(人権・男女共同参画推進室)	D	地域環境部
	(イ)人権を大切にす市民活動団体の設立支援とともに、活動の場や情報の提供などによる育成支援を行います。	・人権関連ライブラリーの充実、メルマガの発信など、情報提供に努めた。(人権・男女共同参画推進室)	C	
	(ウ)NPOやボランティア団体との連携を推進し、活動内容の紹介や活動への参加を呼びかけます。	・各種団体の活動の場は提供できたが、それらをつなぐまでには至らなかった。(人権・男女共同参画推進室)	D	
⑥ 名張市人権センターとの連携	(ア)本市の人権施策推進のパートナーとして、連携強化を更に進めます。	人権に関する「人材育成分野」「教育・啓発分野」「相談分野」「調査・研究分野」「男女共同参画推進分野」を柱とした、人権のまちづくり推進事業を委託。 [主要実施事業] ・人権ワークショップ課題別講座(8月6日、8月23日) ・人権啓発まちづくりリーダー育成事業(10月13日) ・人権相談力アップ研修会(10月11日) ・市民文化講座(2月9日) ・人権啓発企業研修会(11月15日) ・人権週間記念行事ふれ愛コンサート(12月8日) ・人権相談、女性相談、男性相談、女性弁護士相談、メンタル相談(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部
	(イ)将来的な法人化を視野に、持続可能な民間団体として自立できるよう、事務局機能、組織体制、事業内容の充実・強化を支援します。	法人化を視野に、名張市人権センター事務局と先進事例等について定期的な情報交換や検討を行ったが、継続的な検討課題として次年度以降も取り組む。(人権・男女共同参画推進室)	C	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(1)部落問題

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
①「部落差別の解消の推進に関する法律」に関わる取組の推進	(ア)「部落差別解消推進法」の内容及び制定の意義について、周知を進めます。	・学校人権・同和教育推進委員会において、部落差別解消推進法の成立の意義や人権・同和教育の推進の大切さについての資料を配付し、教職員への周知を図った。(学校教育室)	B	地域環境部 教育委員会
	(イ)部落差別に関する相談に的確に対応するための体制の充実に努めます。	・新規採用職員研修で、部落差別解消推進法について解説。 ・ホームページによる周知。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(ウ)部落差別を解消するために必要な教育・啓発を推進します。	・関係団体や関係行政機関とも連携を取り、相談に対応できる体制を整えるとともに隣保館職員や生活相談員の資質向上のため研修に参加した。(人権・男女共同参画推進室)	A	
	(エ)国・県と連携し、部落差別の実態に関する調査を実施します。	・学校人権・同和教育推進委員会において、部落差別解消推進法の成立の意義や人権・同和教育の推進の大切さについての資料の配付。再度、職員への周知を図った。 ・各中学校区人権教育推進協議会での学習会。(学校教育室)	B	
	(オ)国・県と連携し、部落差別の実態に関する調査を実施します。	・人権擁護委員名張地区会視察研修を計画(3月6日、行き先:津市白山市民会館、津市香良洲歴史資料館)したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止。(人権・男女共同参画推進室)	A	
② 学校教育における部落問題に関する教育の充実	(ア)「部落差別をはじめあらゆる差別の現実に深く学ぶ」ことを基本に置いた部落問題学習を推進し、差別解消のために自ら考え行動できる実践力を持った児童生徒を育てます。	・各中学校区における「部落問題を考える小学生のつどい」の実施 ・名張市「ヒューマンライツ」の実施 ・県作成の人権学習指導教材「みんなのひろば」「わたしかがやく」「みらいをひらく」(部落問題)活用(学校教育室)	B	教育委員会
	(イ)基本的人権の尊重を、教科学習に限らず、全ての学校活動の基本理念とし、児童生徒が自らの人権が大切にされているという安心感の中で過ごせる環境を創ります。	・「つづる」「語る」活動等を通して、自分のことを伝えたり、他者の思いを知ったりする機会をつくった。(学校教育室)	B	
	(ウ)保護者が部落問題に関する正しい理解と認識を持ち、子どもに適切な指導ができるよう、保育所(園)、幼稚園、小中学校等において、保護者を対象とした学習会を開催します。	・人権参観や学習内容など通信で伝え、保護者に理解を求めるとともに、啓発をした。(学校教育室)	B	
	(エ)「差別の現実に深く学ぶ」ことを基本に、自らの人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高めるため、教職員研修の内容充実に努めます。	・舩松人権歴史館(堺市)フィールドワーク(比奈知小) ・吉永梅子さんの話【識字教室】(桔梗が丘南小) ・比奈知文化センターでの新任・転任者研修 ・一ノ井児童館での新任・転任者研修 ・学校人権・同和教育推進委員会 担当者研修→藤本佐利さん講演「解放への願い」 ・比奈知文化センター主催人権学習会への参加 ・一ノ井教育集会所主催人権学習会への参加 ・人権教育主事の話(学校教育室)	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(1)部落問題

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
③ 地域・職域における部落問題に関する学習機会の提供	(ア)全ての市民が部落問題についての学習機会が得られるよう、各地区市民センターへ働きかけを行うとともに、部落問題に関する情報の提供、学習会講師の派遣など支援を行います。	・地域づくり代表者会で市民センターでの人権学習実施を要請。 ・市民センターから依頼があった場合、「出前トーク」等により部落問題に関する学習会実施のため講師派遣を行っている。(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部 福祉子ども部 産業部
	(イ)名張市人権センターと連携し、地域の人権まちづくりリーダー養成に努めます。	・人権啓発まちづくりリーダー育成事業(名張市人権センターへ事業委託) 目的:地域における多文化共生とともに人権まちづくりリーダーの育成を図る テーマ:国際理解～多文化共生の意識高揚を図る 世界の食を楽しもう 国際屋台村 10月13日実施(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(ウ)企業や福祉関連施設における部落問題に関する学習活動に対して、講師派遣や情報提供など支援を行います。	・企業からの申し出によって、所管室へ繋いでいる。(商工経済室)	B	
	(エ)えせ同和行為に対しては、被害の未然防止のため企業などにおいて適切な対応ができるよう、資料提供など啓発を進めます。	・企業訪問を行い、えせ同和行為対応リーフレット「えせ同和行為とは...みんなでNO! 対応のポイント」(公益財団法人人権教育啓発推進センター発行)を企業に配布(人権・男女共同参画推進室)	A	
④ 部落問題に関する研修会・学習会・啓発行事の実施	(ア)市民の部落問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、さまざまな研修会・学習会の開催や、広報活動、啓発行事を行います。	・両隣保館において地域住民を対象とした人権学習会を実施。 ・両隣保館主催の文化祭において「人権公演会」(一ノ井)、「人権啓発のつどい」(比奈知)を実施。 ・人権・解放講座を実施。(比奈知)	B	地域環境部
⑤ 隣保館等(隣保館・教育集会所・児童館)機能の充実	(ア)隣保館等を部落問題に対する正しい理解と認識を深めるための拠点と位置付け、部落問題に関する学習会の開催や広報発行など啓発活動を進めます。	・地域広報誌として、比奈知文化センターでは「ふらっと」を、一ノ井文化センターでは「いちのい」を毎月発行している。 ・両隣保館にて地域住民を対象に部落問題を含め、様々な人権学習会を年に数回実施している。(人権・男女共同参画推進室)	A	地域環境部 福祉子ども部
	(イ)成人対象の識字教室や児童生徒を対象とした学力保障学習会、そのほか隣保館等を拠点に開催しているサークル活動の活性化を図ります。	・教養及び文化の向上、差別のない社会を実現することを目的に、比奈知文化センターと一ノ井市民センターにて、学力保障学習会・識字・書道・手話等の教室やサークルを開講している。(人権・男女共同参画推進室)	A	
	(ウ)隣保館等を拠点に文化祭開催による文化交流など、さまざまな交流活動を通して、人権尊重を基盤とした住民主体の地域活動、まちづくりを促進します。	・両隣保館(比奈知及び一ノ井)にて文化祭を開催し、人権に関する取組の発表を行っている。また、バザー開催を通じて周辺地域の人々と交流を図っている。(人権・男女共同参画推進室)	A	
	(エ)市民センターやまちの保健室と連携したアウトリーチ型の相談支援への取組など、隣保館等の相談機能強化に努めます。	・2018年度よりまちの保健室を35名体制で運営。 (地域包括支援センター)	A	
	(オ)部落差別に関する相談に的確に対応できるよう、関係機関・団体との連携強化と、隣保館等職員の資質向上に努めます。	・名張市人権センター、名張市人権・同和教育推進協議会との連携強化。 ・三重県人権センター主催の「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」(年間6回12講座と交流会)にび隣保館等職員が参加。 (人権・男女共同参画推進室)	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(1)部落問題

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
⑥ 相談体制の充実	(ア)単独の相談窓口で対応できるケースと、関係機関・関係室と共に対応するケースを分け、各相談窓口の対応フローを整備します。	・各相談窓口の対応フロー図を含めた「差別事象等対応マニュアル」を作成し、事象の正確な実態把握と、原因や背景の分析及び再発防止に向けた今後の効果的な対策や啓発方法の検討を行う。(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部 福祉子ども部 市民部 教育委員会
	(イ)名張市人権センターをはじめ、人権に関わる相談に取り組む民間の組織・団体との連携を強化するため、個人情報保護を前提として情報交換を行います。	・様々な人権に関する相談に対応できるよう、名張市人権センターと情報の共有に努めた。(人権・男女共同参画推進室)	A	
	(ウ)法務局や県内の公的相談機関で構成された「人権相談ネットワーク」との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	・法務局、伊賀市、人権擁護委員と定期的な情報交換の場を持った。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(エ)差別事象など、人権侵犯に関わる事案に対しては、関係各室、関係機関・団体等との連携・協力を強化し、被害者の早期救済に取り組めます。	・差別事象など、人権侵犯に関わる事案に対応するため「差別事象等対応マニュアル」を作成した。関係各室、関係機関・団体等との連携・協力を強化していく。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(オ)部落問題、子ども、女性、障害者、高齢者など課題別の人権相談に、「地域福祉教育総合支援システム」を有効活用し、相談者の包括的支援につなげます。	・平成30年6月よりエリアディレクターを2名増員し、高齢・困窮・児童・教育・障害の各分野に配置されたエリアディレクターを軸に、組織全体で多機関協働の対応ができる体制づくりを推進。(地域包括支援センター)	A	
		・隣保館講座への参加呼びかけで家庭訪問を行い、その際、生活相談員が相談の掘り起こしを図った。(人権・男女共同参画推進室)	B	
⑦ 人権関係機関・団体との連携・協働	(ア)差別発言や差別落書き、被差別部落の所在の問合せなどの部落差別事象が発生した場合は、県、法務局をはじめ、関係機関・団体などと連携し、速やかに事実関係の調査や分析を行うとともに、差別解消に向けて啓発などに取り組めます。	・差別発言や差別落書き、被差別部落の所在の問合せなどの部落差別事象が発生した場合の「差別事象等対応マニュアル」を作成した。差別解消に向けて取り組んでいく。(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部
	(イ)部落問題に関する広報活動や啓発活動を効果的に推進するため、「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」や「三重県人権・同和行政連絡協議会」、「津・伊賀人権啓発活動地域ネットワーク協議会」などと連携、情報交換を行います。	・連携強化と情報交換に努めた。 ・「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」幹事会3回、モニタリング事前学習会1回、人権学習会2回、トップセミナー1回。 ・「三重県人権・同和行政連絡協議会」役員会2回、人権学習会2回。 ・「津・伊賀人権啓発活動地域ネットワーク協議会」情報交換会議1回。(人権・男女共同参画推進室)	A	
⑧ 一般施策を活用した取組の推進	(ア)部落差別の解消推進のために必要な住環境、生活、教育、産業、就労面等の改善については、一般施策を活用して取組を推進します。	・市民意識調査を通して市民の人権意識の確認を行っている。(総合企画政策室)	C	すべての部署

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(2)女性の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
① 男女共同参画の推進	(ア) 第2次名張市男女共同参画基本計画「ペルフラワーⅡ」の進捗状況の確認・評価を行い、男女共同参画社会実現を目指します。	・計画の施策進捗状況、評価について取りまとめ、名張市男女共同参画推進審議会において審議。審議会の提言を事業担当室にフィードバックするとともに、評価については、担当室との調整を経て、市ホームページにおいて公開。(人権・男女共同参画推進室)	A	地域環境部 教育委員会
	(イ) 市広報やホームページ、イベントなどの活用活動を継続的に展開し、男女共同参画社会についての理解を深める取組を進めます。	・広報なばりや、市ホームページ、FMラジオ、などの媒体を活用した啓発。 ・男女共同参画週間期間中、市職員や、市民活動団体と連携して、街頭啓発を実施。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(ウ) 男女共同参画の視点に立った講座やフォーラムを開催し、広く市民に男女共同参画の意識啓発を行います。	・「三重県内男女共同参画連携映画祭2019」に合わせ映画上映を開催。6月30日 名張総合福祉センターふれあい 上映作品 映画『日日是好日』(2018年) ・「共生社会」について考えてもらうことを目的に、障害福祉室や名張市共生地域デザイン会議、男女共同参画センターとの合同で「ふれ愛・認め愛・支え愛～共生社会の実現を目指す講演会～」を開催。 2月24日 adsホール 第1部 とともに生きる「トーク&コンサート」 講師:伊藤真波さん 第2部 男女共同参画フォーラム2020 講師:石田晃さん (人権・男女共同参画推進室)	A	
	(エ) 子どもの頃から発達段階に応じ、男女共同参画への理解が深まるよう指導します。	・県作成の「みんなのひろば」「みらいをひらく」の活用・・・固定的な性別役割分担意識を問直す。 ・男女共同参画の重要性等について、学校が家庭や地域に情報発信。PTAの研修会や協議会等の場で話し合う環境をつくる。(学校教育室)	B	
	(オ) 男女共同参画センターを拠点に、女性の人権や男女共同参画推進についての情報の収集・提供を行います。	・男女共同参画センターを事業推進の拠点として、学習・交流・相談などの場を提供するとともに、情報収集やセンターだより「男女共同参画つうしん」などの情報提供による意識啓発を行った。 (人権・男女共同参画推進室)	B	
	(カ) 各地域に男女共同参画推進員を設置し、地域での意識啓発やポジティブ・アクションへの取組推進を働きかけます。	・男女共同参画推進員の設置には至らなかった。 ・地域において役員となる方については、様々な役回りを兼務している状況が多く見られる中、どのような手法で地域に働きかけていくことが効果的かつ地域の理解と協力が得られるかを検討。(人権・男女共同参画推進室)	D	
② 市の政策・施策決定過程への参画	(ア) 女性が市の政策・施策決定過程へ参画し、当事者としての意見や考えを反映させていくことができるよう、引き続き審議会などの女性委員比率の向上を目指し、女性委員登用に取り組みます。その際、マイノリティ女性の意見が反映されるよう配慮します。	・「男女共同参画いずれかの委員の数が、委員総数の40%を下回らない審議会等の数は20。審議会委員総数に占める女性委員の割合は27.3%。(行政改革推進室)	C	市長直轄 総務部
	(イ) 引き続き、本市の組織における女性職員の管理職登用を進め、職場における女性活躍推進による市民サービスの向上に努めます。	・女性職員が能力を一層発揮できるよう、若いうちから幅広い業務の経験を積めるよう配慮するとともに、政策や方針の決定過程に参画できるよう、管理職や係長への積極的な登用に努めた。 →管理職(一般行政職)登用状況:21.7%(H31.4.1現在)県下29市町中2番目(人事研修室)	C	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(2)女性の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
③ 総合的で切れ目のない子育て支援(名張版ネウボラ)	(ア)「名張版ネウボラ」の推進など、安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目のない支援を行います。	・母子手帳発行時に妊娠・出産・育児に関する身近な相談窓口として、まちの保健室を紹介。また、産婦人科、小児科、子育て支援関係機関、地域等と連携を図り、切れ目のない支援を行っている。(健康・子育て支援室)	A	地域環境部 福祉子ども部 教育委員会 市立病院
	(イ)待機児童の解消に取り組むとともに、多様な保育ニーズに対応します。	・2019年度には、みはた虹の丘保育園とつつじが丘幼稚園の認定こども園への移行により合計60名分の保育部分の受け入れ枠が拡大した。保育ニーズに対応し延長保育、休日保育、病児病後児保育、障がい児保育、一時預かりを実施した。(保育幼稚園室)	B	
	(ウ)発達に課題のある子どもの早期発見と、子ども及び保護者の支援に取り組みます。	・5歳児健康診査 614名受診(受診率98.2%) ・発達支援教室(こあらっこ延べ78組、うさぎさん教室延べ69組、あそびの教室4園11回)※こあらっこ、うさぎさん教室はそれぞれ3回ずつ新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・発達検査 97件 ・保護者からの相談(電話・面談等)774件 ・ペアレント・トレーニング教室(延べ9人参加)(子ども発達支援センター)	A	
		・2011年より発達支援外来を開設し、発達に課題のある子どもの早期発見と、子ども及び保護者の支援のほか医療面からのサポートに取り組んでいる。 [講習会の開催] ゲーム・ネット・スマホ依存と発達障害～デジタル機器との付き合い方を考える～ 10月20日開催(市立病院・子ども発達支援センター)	A	
	(エ)引き続き、小児救急医療センターによる24時間365日体制の小児二次救急を実施するとともに、産科開設のため、医師の確保をはじめ必要な取組を進めます。	・2013年より小児救急医療センターによる24時間365日体制の小児二次救急を実施。産科開設については、大学医局をはじめとする関係団体と協議。(市立病院)	B	
	(オ)放課後児童クラブや子育て広場の充実、子育てサークルの育成・支援など、地域で子どもを育てる環境づくりを進めます。	・国・県補助金を活用し、名張小学校区放課後児童クラブ施設(3棟目)を建設し、受入児童を増やし、待機児童の解消に努めた。(子ども家庭室)	A	
		・保育所(園)・認定こども園・幼稚園の18施設でなかよし広場を開催。マイ保育ステーション3施設において地域の子育て家庭のサポートを実施。(保育幼稚園室)	A	
	(カ)「妊婦応援都市宣言」に基づき、妊産婦や子どもに寄り添うことのできる風土を醸成し、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現を目指します。	・2019年度はこそだてサポーターを740名養成し、命の大切さ、妊産婦や子育て世代への理解、子育てしやすいまちになるよう風土の醸成を図っている。また子育て支援員研修の動機づけとなるよう取り組んでいる。(健康・子育て支援室)	A	
(キ)本市の子育てに関わるさまざまな情報を1冊にまとめた「子育てガイドブック」を発行し、市内の生後1か月から3か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に実施している「こんにちは赤ちゃん訪問」や、子育て支援員研修の際に配布するなど、子育て支援の推進に活用します。	・「子育てガイド」はこんにちは赤ちゃん訪問や子育て支援員研修、こそだてサポーター養成講座の際に配布。また市ホームページでも閲覧可能。市内の相談窓口、子育て支援関連施設、子育てに関する制度等の周知を図る。(健康・子育て支援室)	A		

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(2)女性の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
④ 相談・支援体制の充実	(ア)引き続き、女性弁護士、女性相談員による女性のための相談窓口を開設し、相談者の声を丁寧に聴き、悩みに寄り添い、問題解決のために必要な支援を行います。相談に際しては、相談者のプライバシーに十分配慮し、安心して相談できる環境づくりに努めます。	・総合福祉センターふれあいの女性相談室において、配偶者等から女性への暴力(DV)について女性相談員が電話及び面談により対応。(子ども家庭室)	A	地域環境部 福祉子ども部
	(イ)ドメスティック・バイオレンス(DV)防止のための啓発事業を実施するとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察など、「要保護児童対策及びDV対応地域協議会」と連携を図り、DV対策の対応力強化に努めます。	・DV防止月間において、県内連携のパープルリボン運動に参加し、市役所、やなせ宿でパネル展示による啓発を実施。 ・名張警察と連携し、市内の高校・高専の校門前で啓発物品を配布。 ・高校卒業生にデートDV啓発パンフレットを配布。 ・要保護児童対策及びDV対策地域協議会の関係機関との情報共有を図りながら対応を行う。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(ウ)企業や事業所に対して、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止に努めるとともに、被害者に対しては適切な対応を行うよう周知を図ります。	・市職員(管理職)に対して、ハラスメントも含めたワークライフバランスの研修を実施(2月19日)。 ・企業訪問時にセクシュアルハラスメントなどの認識と意識改革につながる啓発を実施。(人権・男女共同参画推進室)	B	
⑤ 女性の労働環境の整備	(ア)企業や事業所に対して、男女雇用機会均等法、労働基準法等の労働関係法令の趣旨の周知に努め、募集、採用、賃金、昇進等における男女平等の実現を目指します。	・三重労働局等からの依頼に基づきHPや広報等を通じ、周知に努めている。(商工経済室)	A	総務部 地域環境部 産業部
		・関係室や名同協企業部会運営委員と連携して企業(約160社)を訪問し、ライフ・バランス等にかかるチラシを配布。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(イ)企業訪問や市広報などを通して、企業や事業所に対して、育児・介護休暇制度などの普及・啓発を図ります。	・三重労働局等からの依頼に基づきHPや広報等を通じ、周知に努めている。(商工経済室)	B	
		・関係室や名同協企業部会運営委員と連携して企業(約160社)を訪問し、ライフ・バランス等にかかるチラシを配布。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(ウ)就業者・事業者にワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行い、ワークシェアリング、フレックスタイム制度など、多様な就労形態の周知を図ります。	・三重労働局等からの依頼に基づきHPや広報等を通じ、周知に努めている。(商工経済室)	B	
		・関係室や名同協企業部会運営委員と連携して企業(約160社)を訪問し、ライフ・バランス等にかかるチラシを配布。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(エ)名張市特定事業主行動計画に取り組み、出産・子育てがしやすい職場環境の整備など、事業所名張市役所としてワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。	・2017年8月に策定した「名張市役所働き方改革」に向けた取組に基づき、「意識改革・休暇取得の促進」「業務改善」「時間外勤務の縮減」を柱に、働きやすい職場環境づくりに向けた取組を進めている。また、人事異動にあたっては、子育てや介護を行う職員が仕事と家庭を両立し、個性と能力を十分に発揮できるよう、職場のサポート体制に配慮した職員配置に努めた。(人事研修室)	B	
(オ)「まちじゅう元気！イクボス宣言 なばり」参加事業所に対して、労働環境整備や働き方改革に関する情報提供などのフォローアップを行うとともに、引き続き市内事業所に対して「イクボス宣言」を働きかけます。	・関係室や名同協企業部会運営委員と連携して企業(約160社)を訪問し、ライフ・バランス等にかかるチラシを配布。 ・職場におけるイクボス、女性の活躍推進等について啓発するため、名張市男女共同参画推進フォーラム2020の開催を案内(チラシ等配布)。(人権・男女共同参画推進室)	B		

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(3)子どもの人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
① 子どもの人権に関する啓発・情報提供	(ア)地域社会全体で子どもの人権を守る気運を醸成するため、民生委員児童委員、主任児童委員、人権擁護委員など関係者と連携し、子育て講演会や子どもの人権擁護に関する啓発活動に取り組みます。	・6月25日の名張市民生委員児童委員協議会連合会児童福祉部会にて子ども条例とばりっすくすく計画に関する研修会を実施。(医療福祉総務室・子ども家庭室)	A	地域環境部 福祉子ども部 教育委員会
		・三重県より講師を招へい「里親制度について」。 ・伊賀人権擁護委員協議会委員研究会(10月6日開催)へ講師派遣(子ども条例制定経過と条例の内容について及びばりっす子会議・ばりっす子モールの運営について)(子ども家庭室)	A	
		・関西医科大学寄附講座市民公開講座 10月20日「ゲーム・ネット・スマホ依存と発達障害」子どもセンター120名参加(子ども発達支援センター)	A	
	(イ)保育所(園)、幼稚園、学校においては、全ての学習活動、子育て支援活動を通じて、子どもの自尊感情と人権尊重の意識を育むとともに、保護者への啓発活動を充実します。	・ペアレント・トレーニング教室(保護者対象 延べ9名参加) ・なばりほめ方プロフェッショナルコース(関係者対象 58名参加)(子ども発達支援センター)	A	
	・各保育所(園)、幼稚園、認定こども園ではなかよし広場を月1~4回実施。保護者へは、行事に関する由来を伝える「お便り」を発行。保育所(園)、幼稚園、認定こども園において、「しっかりつなぐ育ちのバトンカリキュラム」をもとに「やくそく」「つながり」を意識した活動に取り組んだ。(保育幼稚園室)	A		
	・人権教育主事による講話(対象:保護者) 5月16日・6月18日 赤目保育所 11月20日 比奈知保育園(人権・男女共同参画推進室)	B		
② 子どもの権利擁護	(ア)子どもの権利侵害に対する相談、支援、救済を行います。	・子ども相談室を設置し、子どもに関する相談全般について対応している。子どもからの相談については、電話通話料無料の「ばりっすほっとライン」を開設。 相談日:月・火・木・金:8:30~17:15 水:10:30~19:00 ・子ども相談のうち困難事例についての対応を、子どもの権利救済委員会に諮り、相談対象者の支援、救済を行う。(子ども家庭室)	B	福祉子ども部 教育委員会
	(イ)子どもの権利について正しい認識を深める学習を進めます。	・子どもの権利・子ども条例についての授業を実施 桔梗が丘南小学校(3年生)(5月8日) 錦生赤目小学校(4年生)(10月10日) 名張小学校(5年生)(1月27日) 桔梗が丘南小学校(6年生)(2月7日)(子ども家庭室) ・第1回学校人権・同和教育推進委員会で子ども家庭室より「子どもの権利」について話をしてもらった。 子ども家庭室より、小学校へゲストティーチャーを派遣。 *内容:名張市子ども条例について ○桔梗が丘南小学校3年生:令和元年5月8日 ○錦生赤目小学校:令和元年10月10日 ○名張小学校5年生:令和2年1月27日 ○桔梗が丘南小学校6年生:令和2年2月7日(学校教育室)	A	
			B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(3)子どもの人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
	(ウ)名張市子ども条例啓発講演会など、子どもの権利の周知、啓発を進めます。	・桔梗が丘中学校区人権・同和教育研修会において、「子ども条例と いろいろな人権のつながりについて」と題して講演会を実施。(8月26 日) ・市内全小・中・高等学校等に、子ども相談室便り(ほっとラインふち・ ほっとライン・ほっとラインplus)を年4回配布。また、ホームページにも 紙面を掲載。・市内全小・中・高等学校等に、子ども相談室便り(ほっ とラインふち・ほっとライン・ほっとラインplus)を年4回配布。ホーム ページにも紙面を掲載。 ・ads. FMIにて、「名張市子ども条例」と「名張市子どもの権利を考 える週間」についての放送を行い、市職員を含む放送エリア内の方々 に、名張市子ども条例の啓発を行った。 ・庁内啓発モニターにて「子どもの権利週間」のスライドを掲示し、来 庁者や市職員に、名張市子ども条例の啓発を行った。 ・広報なばりにて、子どもの権利週間についての記事を掲載。(子 ども家庭室)	A	
	(エ)「子ども会議(ぱりっ子会議)」や子ども権利週間(11月21日から 27日まで)行事など、子どもが主体となる活動を通して、子どもの自尊 感情を高めるとともに、社会参加の意欲を育みます。	・子どもが主体的になって活動を行う、ぱりっ子会議をMIK運動推進 委員会に委託し実施(年9回開催)。 ・ぱりっ子モールを11月24日武道交流館いきいきにて開催。(子ども 家庭室)	A	
③ 総合的で切れ目の ない子育て支援(名張 版ネウボラ)	(ア)まちの保健室を拠点として、妊娠初期から出産・育児まで継続的 に相談支援を行います。	・2018年度よりまちの保健室を35名体制で運営。 (地域包括支援センター) ・まちの保健室について、母子健康手帳発行・こんにちは赤ちゃん訪 問・健診時など様々な機会に周知を図る。(健康・子育て支援室)	A	福祉子ども部 教育委員会
	(イ)社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親が 孤立しないよう支えていく地域づくりに取り組みます。	・産前・産後の各事業を既存の母子保健事業や地域づくり活動等とつ ながりを持たせ、他機関や地域と連携を図りながら支援している。 (健康・子育て支援室)	A	
	(ウ)産前産後の母子に対する支援を強化します。	・おっぱいケア事業等の産後ケア事業をきっかけに、助産所助産師か ら市の事業を紹介されたり、保健師等によるフォローの開始など、継 続的な支援につなげている。(健康・子育て支援室)	A	
	(エ)子育て支援の担い手となる人材の育成と資質の向上を図りま す。	・発達支援研修会への案内配布 ・子育て支援員研修等へ講師として派遣(子ども発達支援センター)	A	
		・子育て支援員研修受講者:57名。修了者はボランティアとして活躍し ている。 ・こそだてサポーター養成講座受講者:740名。(健康・子育て支援室)	A	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(3)子どもの人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
	(オ)さまざまな要因で育てにくさを感じる親のサインに気付き、さまざまな主体による寄り添い支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども発達支援センター案内チラシを定期、随時に配布。 保護者からの相談(電話・面談等)774件(子ども発達支援センター) 	A	
		<ul style="list-style-type: none"> 生後2週間目の全戸電話、おっぱいケア事業等を通じて早期に産後の情報が得られるようになった。また地域の子育て広場、まちの保健室、医療機関等と連携を図ることで、保護者への速やかな支援につながっている。(健康・子育て支援室) 	A	
	(カ)発達に心配のある子どもの健全な育ちと家族への支援を、関係機関の連携により総合的かつ継続的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> 5歳児健康診査 614名受診(受診率98.2%) 発達支援教室(こあらっこ延べ78組、うさぎさん教室延べ69組、あそびの教室4園11回)※こあらっこ、うさぎさん教室はそれぞれ3回ずつ新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止 発達検査 97件 発達支援研修会の開催(関係者対象6回・506名参加、保護者対象1回16名参加)※関係者対象、保護者対象それぞれ1回ずつ新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止(子ども発達支援センター) 	A	
		<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関との連携により、早期介入・支援が可能になっている。今後もつながりを意識した相談支援を行い、子ども発達支援センターをはじめそれぞれの関係機関が責任を持って継続的に支援する。(健康・子育て支援室) 	A	
	(キ)「妊婦応援都市宣言」に基づき、妊産婦や子どもに寄り添うことのできる風土を醸成し、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> こそだてサポーターを養成し、命の大切さ、妊産婦や子育て世代への理解、子育てしやすいまちになるよう風土の醸成を図る。また子育て支援員研修の動機づけとなるよう取り組む。(健康・子育て支援室) 	A	
④ 子どもの貧困対策	(ア)「地域福祉教育総合支援システム」のネットワークを生かし、経済的困難や、それに起因するさまざまな課題を抱える子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援につなぎます。	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年6月よりエリアディレクターを2名増員し、高齢・困窮・児童・教育・障害の各分野に配置されたエリアディレクターを軸に、組織全体で多機関協働の対応ができる体制づくりを推進。(地域包括支援センター) 	A	福祉子ども部 教育委員会
		<ul style="list-style-type: none"> 子ども相談室で受け付けた相談のうち、困難事例については、子どもの権利救済委員会で検討をしている。また、必要に応じて「地域福祉教育総合支援システム」と連携します。(子ども家庭室) 	B	
	(イ)子どもの貧困対策に地域ぐるみで取り組む機運を高めるため、子どもの貧困の実態や、その対策に関する情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 名張市民生委員児童委員協議会連合会児童福祉部会へ子ども相談員を講師派遣「子ども条例とばりっすくすく計画について」。(6月25日開催) 三重県より講師を招へい「里親制度について」。(子ども家庭室) 	A	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(3)子どもの人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
	(ウ)親から子どもへの貧困の連鎖を断ち切るために、子育て支援施策と一体的な事業展開を進めます。	・親から子への貧困の連鎖を断ち切るために、生活保護世帯の児童生徒に対して生活困窮者自立支援法に基づき、高等学校へ進学するための学力を習得するために学習支援事業を実施。対象者は小学校高学年の児童から中学校3年生までの生徒で、支援が必要な者に対して学習支援員が家庭訪問型による学習指導を定期的に行っている。(生活支援室) ・夏季休業中に、家庭環境が厳しい児童生徒の学習の場として図書室等を提供し、地域に住む大人が学力に不安を感じている児童生徒に学習支援を行った。8校(819人参加) (学校教育室)	B B	
⑤ 子ども自身が利用できる相談窓口の充実と情報提供	(ア)「名張市子ども相談室」、「名張市青少年補導センター」、「名張市教育センター」、「名張市適応指導教室」、「伊賀少年サポートセンター」などにおいて、子どもからのさまざまな相談に応じます。	・子ども相談室を設置し、子どもに関する相談全般について対応している。子どもからの相談については、電話通話料無料の「ぱりっ子ほっとライン」を開設。 相談日:月・火・木・金:8:30~17:15 水:10:30~19:00 (子ども家庭室)	B	福祉子ども部 教育委員会
		・教育よろず相談(教育センター)499件 ・不登校相談、通級(適応指導教室)3,227件(学校教育室)	A	
		・青少年の悩み相談(青少年補導センター)	B	
	(イ)市広報やホームページなどを活用し、相談窓口に関する情報提供に努めます。	・ホームページで、名張市子ども相談室の開設時間を掲示。 ・市内全小・中・高等学校等に、子ども相談室便り(ほっとラインぷち・ほっとライン・ほっとラインplus)を年4回配布。また、ホームページにも紙面を掲載。 ・広報なばりにて、子どもの権利週間についての記事を掲載。(子ども家庭室)	B	
	(ウ)子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、学校での相談体制の充実に努めます。	・スクールカウンセラーの配置を行い、子どもたちの困り感を早期発見、早期解決できるよう、学校体制を整えている。(学校教育室)	A	
⑥ 学校教育の充実	(ア)保育所(園)、幼稚園、学校での子どもの文化的活動、スポーツ活動の充実により、豊かな情操や健全な心身を育みます。	・保育所(園)、幼稚園、認定こども園では、絵本・描画・製作・歌・合奏、体操・ダンス、散歩、サッカー、運動会等さまざまな文化的活動やスポーツ活動を取り入れ、総合的な活動を通して豊かな情操を育み、健全な心身の育成に取り組んだ。(保育幼稚園室)	A	福祉子ども部 教育委員会
		・文化的行事、スポーツ活動を通して、規範意識を育て、他人を思いやる心を育み、集団生活をおくる力を育てている。(学校教育室)	B	
	(イ)障害のある子ども一人一人にとって、最善の支援を行う特別支援教育を進めます。	・名張市特別支援教育システムを構築しており、発達支援センターや特別支援学校等、専門機関との連携により校内支援の充実を図っている。(学校教育室)	A	
	(ウ)児童生徒の実態を的確に把握・分析し、子どもの状況に応じたきめ細やかな指導を行います。	・各校において、名張市版「アセスメントシート」「個別の指導計画」を活用し、児童生徒の実態把握・分析を行い、一人ひとりに応じた支援を計画・実施している。(学校教育室)	B	
	(エ)教育や子育てに関する研修講座などの充実とともに、地域ぐるみで学校を支援する活動を進めます。	・各中学校区人権教育推進協議会の活動内容充実に努めた。(学校教育室)	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(3)子どもの人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
	(オ) 保育所(園)、幼稚園での就学前保育・教育と小学校教育が円滑につながるよう、連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別乳幼児特別支援事業による「個別の就学支援ファイル」の小学校への引継ぎ(44件) ・5歳児健康診査事業による「支援の移行シート」の小学校への引継ぎ(139件) ・保幼小中合同コーディネーター研修、支援計画の検討を実施(子ども発達支援センター) 	A	
		<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育の推進体制構築事業による「しっかりつなぐ育ちのバトンカリキュラムを作成とともに、「ぱりっ子ピカピカ小1学級体験プロジェクト」の実施により連携の強化を図った。(保育幼稚園室) 	A	
		<ul style="list-style-type: none"> ・名張市版接続カリキュラム「しっかりつなぐ育ちのバトンカリキュラム」を作成するとともに、市内の5歳児が在籍する幼稚園、保育所(園)、認定こども園を幼児教育アドバイザーが巡回して助言を実施。(学校教育室) 	A	
	(カ) 名張市教育センターの充実と、教職員の資質及び専門性の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の資質及び専門性のための研修講座 65講座実施 延べ1,596人参加(学校教育室) 	B	
⑦ いじめ等人権侵害に関わる相談・支援体制の充実	(ア) 「名張市いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、市、学校、保護者、地域、関係機関、そして、当事者となる子どもも含め、市民総がかりでいじめ問題への取組を進め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども相談室便り(ほっとラインぷち・ほっとライン・ほっとライン plus)、子ども条例についての学校での授業、講演会等さまざまな機会に「いじめ防止」に繋がる内容を盛り込んでいる。(子ども家庭室) ・11月と4月をいじめ防止月間として、全ての学校で「いじめ防止」の学習や活動を実施した。「いじめ防止基本方針」に基づいて大人がいじめを絶対に許さないという姿勢を見せるとともに、児童生徒が主体となっていじめをなくす取組を展開できたことで、児童生徒が安全で安心して登校できる学校づくりを目指すことができた。(学校教育室) 	B	地域環境部 福祉子ども部 教育委員会
		<ul style="list-style-type: none"> ・11月と4月をいじめ防止月間として、全ての学校で「いじめ防止」の学習や活動を実施した。「いじめ防止基本方針」に基づいて大人がいじめを絶対に許さないという姿勢を見せるとともに、児童生徒が主体となっていじめをなくす取組を展開できたことで、児童生徒が安全で安心して登校できる学校づくりを目指すことができた。(学校教育室) 	A	
	(イ) 児童虐待防止についての理解を深める啓発活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・11月の児童虐待防止推進月間に、市内保・幼・小・中に在籍する児童・生徒の保護者に向けて虐待通告の必要性を周知するチラシを配布、学校や保育所等でポスター等掲示、市広報紙への記事掲載、ads、FMでラジオ啓発、大型ショッピングセンターで啓発物品配布、虐待防止研修会を行った。 ・保育所や地域型小規模保育園、放課後児童クラブ、民生委員・児童委員などの関係機関に児童虐待についての研修会を実施した。(子ども家庭室) 	A	
		<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、幼稚園教諭、保育教諭を対象に児童虐待の防止に関する全体研修会は実施できなかったが、各保育施設独自で研修を実施したところもある。(保育幼稚園室) 	B	
	(ウ) 地域住民、関係機関と連携し、要保護児童及びDV被害者等の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策及びDV対策地域協議会では、各関係機関と情報を共有し連携を図るため、代表者会議・事務担当者会議・ケース検討会議を開催し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止及びDV被害者への適切かつ迅速な支援に努めている。(子ども家庭室) 	A	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(3)子どもの人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
	(エ)18歳未満の子を持つ家庭を対象に、児童相談所等の関係機関と連携し、相談、助言、指導を行います。	・18歳未満の子どもとその家庭について、子育てのことや虐待についての相談を家庭児童相談室で行っている。(子ども家庭室)	A	
⑧ 安全な子どもの居場所づくり	(ア)地域の市民センターや集会所などを、引き続き子どもの遊びや学習の場として開放します。	・地域や施設の実情によって異なるが、複数の市民センターが子どもの居場所スペースとして常時開放している。(地域経営室) ・児童館、教育集会所を地域の子どもの活動拠点としている。(人権・男女共同参画推進室)	B B	地域環境部 福祉子ども部 教育委員会
	(イ)放課後児童クラブの運営を、引き続き地域で組織された運営委員会に委託し、保育環境の整備と人材の確保、資質向上に努めます。	・地域で組織された14の運営委員会に委託し、22クラブの運営をしている。2018年度より、なばり子育て支援員研修の専門コースとして放課後児童コースを実施し、人材確保に努めている。また、現在、勤務している支援員等の資質向上のため、年3回の研修を行っている。(子ども家庭室)	A	
	(ウ)地域住民との協働により子どもの居場所として学校図書館を活用することで、未来へつなぐ学力の保障を図ります。	・夏季休業日、冬季休業中に、学校図書館を開放し、子どもたちの居場所づくりを行った。(小学校6校、中学校2校) 地域の大人と子どもとのつながりをつくり、児童生徒の学習支援を行い、未来へつなぐ学力保障を行った。(学校教育室)	A	
	(エ)学校が全ての子どもにとって、居心地のよい場所となるよう努めます。	・人権学習や特別の教科 道徳を始め学校生活の中で、人を思いやる心や規範意識を育て、すべての子にとって学校が心地よい居場所となるよう努めた。(学校教育室)	B	
	(オ)地域づくり組織と連携し、貧困対策だけではなく子どもが安心して居場所として、子ども食堂の運営を進めます。	・市が名張地区まちづくり協議会へ委託しているひとり親家庭学習支援ボランティア事業の一環で、第3日曜日を「食育の日」と位置付け、なばりこども食堂を開催している。(2020年3月コロナのため休止) (こども家庭室)	B	
	⑨ 不登校児童生徒及びその保護者への支援	(ア)「不登校の未然防止対応マニュアル」等を活用し、不登校の未然防止と早期対応に努め、学校生活への復帰や社会的自立に向けた支援を行います。	・不登校の未然防止と早期対応に努め、また不登校の児童生徒の保護者と、校内外の専門家との連携が進んでいるかモニタリングをより細かくおこない、社会的自立への支援を進めた。(学校教育室)	
(イ)学校と適応指導教室やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携するとともに、児童相談所等の関係機関との連携を進めます。		・エリアディレクターを教育委員会にも設置し、学校からの相談に対し、学校訪問やケース会議等で具体的な見立てと、接続をおこないより一層の連携を進めた。 ・適応指導教室職員による学校訪問 345件(学校教育室)	A	
(ウ)不安や悩みを持つ児童生徒や保護者が、気軽に相談できる体制づくりに努めます。		・子ども相談室を設置し、子どもに関する相談全般について対応している。子どもからの相談については、電話通話料無料の「ばりっ子ほっとライン」を開設。 相談日:月・火・木・金:8:30~17:15 水:10:30~19:00 ・家庭児童相談室において、不登校相談を受けており状況によっては登校支援なども実施している。(子ども家庭室) ・適応指導教室「ちょっとホットの会」(学校に登校しにくいお子さんをもつ保護者の方々のつどい)の開催(学校教育室)	B A	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(4)高齢者の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
① 高齢者の人権に関する啓発・情報提供	(ア) 支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域住民や地域づくり組織などの関係団体が、高齢者を取り巻く身近な生活課題を自らの問題と捉え、地域として高齢者を支え合う意識づくりを進めます。	・住民主体の介護予防活動の育成、支援を行うために、老人クラブ43団体(介護・高齢支援室)、地域づくり組織10地域に活動に係る補助金を交付(医療福祉総務室) ・生活コーディネーター(社協へ委託)が、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、発掘等地域におけるネットワーク構築を進めた。(地域包括支援センター)	B	福祉子ども部
	(イ) 認知症高齢者を地域で見守っていくため、地域で認知症高齢者やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」の養成を進めるなど、認知症に理解のある地域づくりに取り組みます。	・2019年度末時点で認知症サポーター養成数延べ10,736人(地域包括支援センター)	A	
	(ウ) 在宅医療と介護との連携の推進を図るため啓発を進めるとともに、必要な医療・介護サービスが利用できるよう情報提供を行います。	・在宅医療支援センターを医師会に委託。(地域包括支援センター)	A	
	(エ) 高齢者のニーズに合った住まいに関する情報提供を行います。	・市内介護保険施設等一覧(軽費老人ホーム(ケアハウス)、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅含む)を作成し、市ホームページ配信及び窓口にて配布した。(介護・高齢支援室)	B	
② 虐待防止と権利擁護	(ア) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「老人福祉法」及び「介護保険法」の規定に基づき、虐待防止のため適切な措置、指導支援を行います。	・3月末 虐待通報27件対応(地域包括支援センター)	A	市長直轄福祉子ども部 市民部
	(イ) 高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、市広報やホームページなどを活用し、消費生活に関する情報提供に努めます。	・広報紙では、消費者月間時期には消費者被害防止について特集し、頻繁に発生する詐欺被害の啓発記事を掲載。(秘書広報室) ・高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、市広報やホームページなどを活用し、消費生活に関する情報提供。また、消費者被害防止のためのパンフレット等の配布、出前トークを実施(市民相談室)	B	
	(ウ) 消費者被害事案発生時には、防犯ラジオ、防災ほっとメールなどにより速やかな情報発信を行い、類似被害の未然防止を図ります。	・消費者被害事案発生時には、フェイスブック等のSNSを使い随時、注意喚起の発信を実施。(秘書広報室) ・消費者被害事案発生時には、防犯ラジオ、防災ほっとメールなどにより速やかな情報発信を実施。また、警察等の関係機関と連携し、類似被害の未然防止を図っている。(市民相談室)	B	
	(エ) 特殊詐欺(振り込め詐欺など)から高齢者の消費者被害を未然に防ぐとともに、早期発見・早期対応ができるよう、関係機関と連携して消費生活相談を行います。	・特殊詐欺(振り込め詐欺など)から高齢者の消費者被害を未然に防ぐとともに、早期発見・早期対応ができるよう、警察等の関係機関と連携して消費生活相談を実施。(市民相談室)	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(4)高齢者の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局	
	(オ)日常生活自立支援事業や成年後見制度について、積極的な情報提供と活用などに関する相談体制の充実に努めるとともに、運用に当たっては、関係機関との緊密な連携により、効果的に高齢者の権利が擁護できるように努めます。	・伊賀地域福祉後見サポートセンター事業を伊賀社会福祉協議会に委託。(地域包括支援センター) ・成年後見制度に関するパンフレット配布。また、家族等から相談があった場合は、関係機関を紹介。(市民相談室)	A B		
	(カ)高齢者の地域で暮らす権利や財産を守るための取組を、名張市社会福祉協議会や消費者センター、名張警察署等の関係機関と協働・連携しながら進めるとともに、成年後見制度の利用を支援します。	・伊賀地域福祉後見サポートセンター事業を伊賀社会福祉協議会に委託。(地域包括支援センター) ・成年後見制度に関するパンフレット配布。また、家族等から相談があった場合は、関係機関を紹介。(市民相談室)	A B		
	③ 相談・支援体制の充実	(ア)「地域福祉教育総合支援システム」のネットワークを有効に機能させ、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生活できるよう、まちの保健室を拠点に、初期段階から漏れや切れ目のない相談・支援を行います。	・2018年度よりまちの保健室を35名体制で運営。(地域包括支援センター)		A
		(イ)高齢者にとって身近な地域生活での相談については、民生委員児童委員、まちの保健室がこまやかに対応し、地域包括支援センターをはじめ関係機関につなぎます。	・民生委員児童委員の普段からの見守りに加えて、毎年10～11月にかけて、名張市民生委員児童委員協議会連合会による高齢者実態調査を実施し、地域にお住いの高齢者や見守りの必要な方の把握に努め、必要に応じて関係機関につないでいる。(医療福祉総務室) ・2018年度よりまちの保健室を35名体制で運営。(地域包括支援センター)		A A
	(ウ)高齢者の相談に関わる支援者等への研修の実施などにより資質向上に努めます。	・地域力強化推進事業にて同志社大学へ職員研修資料作成を委託。(地域包括支援センター)	A		
④ 介護サービスの充実	(ア)介護給付費の適正化により、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な介護保険制度を構築します。	・第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業を実施。(介護・高齢支援室)	A	福祉子ども部	
	(イ)要介護認定調査の適正化・平準化を図るとともに、介護認定審査会における適正な審査判定に努めます。	・保健、医療、福祉の専門家で構成する介護認定審査会を概ね毎週木曜日に3合議体で開催。(年間135回) (介護・高齢支援室)	A		
	(ウ)高齢者が、本来希望する住み慣れた地域で、高齢者本人が望む「我が家での生活」を継続できるよう、居宅サービスの充実を図ります。	・居宅介護支援(26事業所)、訪問介護(19事業所)、訪問看護(7事業所)、訪問リハビリテーション(2事業所)、通所介護(32事業所)、通所リハビリテーション(4事業所)、短期入所生活介護(6事業所)、短期入所療養介護(4事業所)の居宅サービス事業所があり、認知症対応型通所介護(2事業所)、小規模多機能型居宅介護(10事業所)、認知症対応型共同生活介護(13事業所)の地域密着型サービス事業については介護保険事業計画に基づき促進。(介護・高齢支援室)	A		
	(エ)介護保険サービス全般について、適切な指導・監督を行い、介護サービスの質の向上に取り組みます。	・地域密着型介護サービス事業所8カ所、居宅介護支援事業所6カ所に対し、実地指導を実施。 ・地域密着型介護サービス事業所に対する集団指導を8月28日に実施。(医療福祉総務室)	A		
	(オ)市内の入所・通所施設に介護相談員を派遣し、利用者のサービスに対する疑問や不満、苦情、不安などの解消を図るとともに、事業者との意見交換を行い、サービスの質の向上を図ります。	・介護相談員3名が施設訪問(9施設/月)し、利用者側から受けた相談内容などを施設側に伝え、問題の解決や改善を図った。(介護・高齢支援室)	A		

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(4)高齢者の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
⑤ バリアフリーの推進	(ア) 公共施設をはじめとして、多くの人が利用する施設のバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの普及啓発を進めます。	・可能な限りバリアフリー化に努めている。(都市整備部)	B	地域環境部 福祉子ども部 都市整備部
	(イ) 高齢者が快適で安全に移動できるような交通環境の整備に努めます。	・市が運営主体のコミュニティバス2路線(ナッキー号、あららぎ号)、 ・地域が運営主体のコミュニティバスが4路線運行(ほっとバス錦、コモコモ号、みどり号、はたっこ号)への乗り込み調査による65歳以上利用比率は77.7%。 ・地域が運営主体となるコミュニティバスに対し運営補助金12,448千円支出。(都市整備部)	B	
	(ウ) 住み慣れた「我が家」で快適・安全に生活できるよう、住宅改修や福祉用具の活用について情報提供や相談を行います。	・福祉用具の貸与や居宅介護住宅改修について、窓口でのパンフレット配布及び市ホームページによる配信、まちの保健室職員が電話及び現地訪問し、相談に対応した。(介護・高齢支援室)	A	
⑥ 社会活動への参画促進	(ア) 老人クラブの活動を通して、生きがい、社会参加、閉じこもり防止、認知症予防が促進されるよう、取組を支援します。	・国の介護予防・地域支え合い事業として老人クラブ活動等事業に位置付け、老人福祉団体の行う事業を助成し、老人の福祉の向上を図っている。(介護・高齢支援室)	A	地域環境部 福祉子ども部
	(イ) 高齢者が自発的に地域活動に参画できるよう、地域づくり組織を通して働きかけます。	・まちじゅう元気プロジェクトを実行中。(地域包括支援センター)	A	
	(ウ) 各地域の市民センター、老人福祉センターふれあいが、高齢者が身近な地域の中で交流できる通いの場として有効活用されるよう、機能と活動内容の充実を図ります。	・老人福祉センターふれあいは名張市社会福祉協議会が指定管理者となり、高齢者の交流機会となるよう、サークル活動の支援、映画会、健康相談、介護予防事業など、さまざまな取組を行っている。(医療福祉総務室)	A	
	(エ) 地域包括支援センターや福祉まちづくりセンター*の機能充実により、高齢者がボランティア活動や社会貢献活動に参加しやすい環境を整備します。	・福祉まちづくりセンターでは、ボランティアセンターのサテライトとして相談・情報提供を行っている。(医療福祉総務室) ・2018年度よりまちの保健室を35名体制で運営。(地域包括支援センター)	A A	
⑦ 就業機会の拡大	(ア) シルバー人材センターの機能強化に努め、地域が求めている労働力と高齢者の就労ニーズのいずれにもマッチする新たな分野への就業開拓や、就労機会の創出を図ります。	・補助金の支出により、機能強化の支援を行っている。(商工経済室)	A	福祉子ども部 産業部
	(イ) 地域の課題やニーズ、就労意欲を持つ高齢者に関する情報を収集し、関係機関・団体で共有し連携することで、高齢者の就労機会創出を図ります。	・関係団体と情報共有を行っている。(商工経済室)	A	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(4)高齢者の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
⑧ 健康づくり・介護予防の推進	(ア)健康増進に関する施設の利用を促進するとともに、身近にある市民センターや集会所を活用して、健康づくりにつながる講座などを開催し、健康に対する意識啓発を進めます。	・市民センターや地域の集議所を活用して、骨密度測定やインボディ(筋肉・脂肪)測定を実施した。また、測定に合わせて、バランスの良い食事や適度な運動について啓発した。(健康・子育て支援室)	A	地域環境部 福祉子ども部
	(イ)高齢者が自身の健康保持や介護予防についての意識を持つよう、地域包括支援センターやまちの保健室による情報提供や助言を行い、セルフケアマネジメントに対する意識の向上に努めます。	・2018年度よりまちの保健室を35名体制で運営。(地域包括支援センター)	A	
	(ウ)地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントにより、要支援者の心身の状況、生活環境などに応じて、対象者自身の選択に基づくサービスを包括的かつ効率的に実施し、自立と社会参加を支援します。	・2019年度介護予防ケアプラン作成実績5,946件(地域包括支援センター)	A	
	(エ)地域づくり組織の活動と協働し、地域ぐるみで介護予防に取り組むことで、住民の生涯現役、健康寿命の延伸を目指します。	・まちじゅう元気プロジェクトを実行中。(地域包括支援センター)	A	
		・健康づくり、介護予防の担い手となる、まちじゅう元気!!!リーダーのオンラインによる情報交換会を実施した。また、よくバリ青春体操(筋力運動)の普及や、フレイル(高齢者の虚弱)予防を啓発することで、健康寿命の延伸を目指した。(健康・子育て支援室)	A	
⑨ 災害時支援体制の整備	(ア)災害弱者の把握と支援体制の整備に努めます。	・市災害時要援護者支援制度の登録者に対して防災ラジオの無償貸与を行っている(2019年度535世帯785名)。また、要援護者のリストを各市民センターに提供し、地域での要援護者の現状を把握していたいている。(危機管理室)	A	市長直轄 地域環境部 福祉子ども部
	(イ)災害時における要援護者の安否確認や避難誘導などを適切に行えるよう、地域づくり組織による災害時要援護者支援制度の取組を進めます。	・名張市総合防災訓練の実施時に地域別に安否確認、避難所運営の訓練を実施。(危機管理室)	B	
		・災害時要援護者について、毎年対象者に同意書を送付し、同意者のみ名簿を地域づくり組織に提供している。対象者に2月14日に同意書を送付した。(医療福祉総務室)	A	
	(ウ)自主防災組織の活動支援、育成を行います。	・名張市生活安全協議会防災部会に各地域から部会委員として2名選出、市総合防災訓練の各地域での訓練について全体での振り返りを行い、各地域へのフィードバックをし、防災意識の醸成を図った。(危機管理室)	B	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(5)障害者の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
① 障害者の人権に関する啓発・情報提供	(ア)「障害者差別解消推進法」及び「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」、「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」の趣旨が浸透するよう、さまざまな機会を捉えて啓発を進めます。	・ふれ愛、認め愛、支え愛～共生社会の実現を目指す講演会 2月24日実施 adsホール ・圏域高校生ボランティアサークル「凧」への手話講習 1月16日実施 20人参加 ・近畿大学工業高等専門学校への当事者家族による障害者理解促進研修(10月25日実施) ・名張市主催のイベントについて、必要に応じて手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣し、ヒアリンググループを設置(障害福祉室)	A	地域環境部 福祉子ども部 教育委員会
		・関西医科大学寄附講座市民公開講座 10月20日開催時、手話通訳・要約筆記・ヒアリンググループを設置(子ども発達支援センター)	A	
	(イ)人にやさしいまちづくりの推進のため、障害及び障害者に対する正しい理解とノーマライゼーションの理念の普及のために、フォーラムや講演会を開催します。	・手話コミュニケーション条例、聴覚障害者への理解、要約筆記体験「きこへの学習会&要約筆記体験会」6月9日実施(30名参加)(障害福祉室)	A	
	(ウ)民生委員児童委員や介護者をはじめとした支援者に対する啓発活動を行います。	名張市民生委員児童委員協議会連合会全体研修会にて人権教育、SDGs、ダイバーシティの役割に関する研修を実施した。(R2.2.6)(医療福祉総務室・人権・男女共同参画推進室)	A	
		・名張市民生委員児童委員へ手話歌の指導 11月2日 ・地域担い手養成研修にて障害特性及び差別解消を指導 10月9日(障害福祉室)	A	
	(エ)合理的配慮に対する社会的理解を促進するための啓発活動を進めます。	・ふれ愛、認め愛、支え愛～共生社会の実現を目指す講演会 2月24日実施 adsホール ・圏域高校生ボランティアサークル「凧」 1月16日実施 20人参加 ・近畿大学工業高等専門学校への当事者家族による障害者理解促進研修(10月25日実施) ・名張市主催のイベントについて、必要に応じて手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣し、ヒアリンググループを設置。(障害福祉室)	A	
			・なばりほめ方プロフェッショナルコース(58名参加)(子ども発達支援センター)	
	(オ)子どもたちが、障害者との共生や社会福祉への理解を深められるよう、就学前から発達段階に応じて、福祉施設での交流や体験など福祉教育を推進します。	・保育所(園)、幼稚園、認定こども園の15施設では、発達に課題がある子どもや支援が必要な子どもとともに保育を行う中で、理解の基礎を育んでいる。(保育幼稚園室)	A	
・クラブ活動等で、障害者福祉施設や老人ホーム等を訪問し、利用者の方々との交流を図っている。(保育幼稚園室)		B		

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(5)障害者の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
② 虐待防止と権利擁護	(ア) 地域包括支援センター内に設置した基幹相談支援センターの充実を図り、障害者の安全を最優先に、虐待に関する相談及び家庭訪問を行います。	・基幹相談支援センターに虐待対応職員を配置し、相談・対応にあたる。 通報件数33件(養護者虐待9件・施設従事者虐待22件・使用者虐待2件) 対応後のフォローとして家庭訪問等も実施 (障害福祉室)	A	福祉子ども部
	(イ) 障害者虐待の防止や養護者支援のための啓発・研修活動を進めます。	・虐待防止等のパンフレットを配布 (障害福祉室)	A	
	(ウ) 自己の意思表示が困難な障害者の財産管理や権利擁護のため、成年後見制度の周知を図るとともに、身寄りがないなどの事情で申立てができない場合は、市長の代理申立てにより、制度利用を支援します。	・財産管理や権利擁護のため、成年後見制度の周知を図り、制度利用を支援しています(成年後見制度申立者4名・相談支援5件) (障害福祉室)	A	
③ 相談・支援体制の充実	(ア) 身体、知的、精神の三障害に一体的・一元的に対応する相談・支援の拠点として、地域包括支援センター内に設置した基幹相談支援センターの機能充実に努めます。	・法人からの障害専門職を外向形態で継続いただくよう法人と協議。また、地域生活支援拠点のコーディネーターを1名配置し、機能の充実を図った。(障害福祉室)	A	福祉子ども部
	(イ) 伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター「ジョブサポート ハオ」の機能充実に努めます。	・伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター「ジョブサポート ハオ」を中心として障害者人材センターやハローワーク等との連携を図り支援に努めた。(障害福祉室)	A	
	(ウ) 障害者にとって身近な地域生活での相談については、障害者相談員、民生委員児童委員、まちの保健室がこまやかに対応し、基幹相談支援センターをはじめ関係機関につなぎます。	・2018年度よりまちの保健室を35名体制で運営。(地域包括支援センター)	A	
		・障害者相談員、民生委員児童委員、まちの保健室等からの相談については、基幹相談支援センター及び障害福祉室が相談対応するとともに、多岐にわたる場合は、エリアディレクターと連携し対応している。(障害福祉室)	A	
	(エ) 障害者の相談に関わる支援者等への研修の実施などにより資質向上に努めます。	・障害者相談員連絡会を年3回実施した。 ・県主催の障害者相談支援員研修会に参加し、スキルアップを図っている。(障害福祉室)	A	
	(オ) 障害者が利用できる各種制度など、多様な情報を収録した「障害者ガイドブック」を、それぞれの障害者に適した活用しやすい形で提供します。	・障害福祉室窓口で相談のあった方や、手帳の申請者に対して、ガイドブックを配布。(障害福祉室)	A	
	(カ) 「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」に基づき、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣や、展示・録音による広報等の発行など、視覚障害者や聴覚障害者に対する確かな情報提供に努めます。	・名張市主催のイベントについて、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣。 ・広報なばりの点訳・音訳の実施。 ・市長新春挨拶に手話通訳のワイプを導入する。(障害福祉室)	A	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(5)障害者の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
④ 社会参加・交流の促進	(ア)「夢づくり広場」や観光農園などを拠点とした交流の場づくりを進めるとともに、福祉施設等が開催するイベント等への地域住民の参加と交流を促すとともに、市が開催するイベント等については、手話通訳や要約筆記、磁気誘導ループの対応など、障害者の参加促進に配慮します。	・名張市主催のイベントについて、必要に応じて手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣し、またヒアリングループを設置し障害者が参画しやすい環境を促進している。(障害福祉室)	A	福祉子ども部 都市整備部
	(イ) 公共施設などのバリアフリー化に努めるとともに、新設に際してはユニバーサルデザインを取り入れます。	・可能な限りバリアフリー化に努めている。(都市計画室)	B	
	(ウ) 障害者をはじめ全ての歩行者の安全で快適な歩道利用のため、違法駐車や放置自転車対策を進めます。	・市内にある近鉄の4駅周辺に自転車等放置禁止区域を設定し、放置自転車等があった場合は撤去。(2019年度撤去台数:19台)(都市計画室)	A	
	(エ) 重度障害者のタクシーや自家用車利用に対する経済的支援を行い、外出手段の確保と社会参加の促進を図ります。	・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者、身体障害者手帳3～6級の就学前の児童または療育手帳Bの就学前の児童に対し燃料券・タクシー券を交付。(燃料券415件、タクシー券515件)(障害福祉室)	A	
	(オ) コミュニティバスの運行及び地域コミュニティバスの運営支援により、障害者をはじめ交通移動不便者の移動手段確保を進め、社会参加の促進を図ります。	・福祉有償運送等運営協議会において新規事業者(1社)の認定を実施 年間利用登録者数 名張市173名 ・市内で運行されるコミュニティバスの全6路線において、身体障害者等に対し運賃免除を実施。(運賃免除者数:のべ13,452人)(障害福祉室)	A	
	(カ) 社会参加の促進と心身の健康の維持・増進のため、障害者スポーツやレクリエーション、文化芸術活動の振興を図ります。	・名張市障害者スポーツ大会を実施する。(9月28日実施 HOSアリーナ) また、三重県が主催する文化芸術祭に作品を出品。(障害福祉室)	A	
⑤ 特別支援教育の充実	(ア) 子ども関係施設間の連携により、0歳児から18歳までの障害のある子ども一人一人のニーズに応じた総合的な支援と指導を実施し、子どもの発達支援を図るとともに、保護者の支援にも取り組みます。	・保幼小中への定期巡回及び随時巡回を実施 ・保護者からの相談(電話・面談等)774件 ・保護者対象研修会 計16名参加※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため1回中止(子ども発達支援センター)	B	福祉子ども部 教育委員会
	(イ) 就学前の乳幼児については、保健・福祉・保育・教育・医療などの関係機関が連携し、乳幼児一人一人のニーズに応じた総合的な支援と指導を行います。	・個別乳幼児特別支援事業により「個別の支援計画」を作成し、支援と評価を実施 ・発達支援教室(こあらっこ延べ78組、うさぎさん教室延べ69組、あそびの教室4園11回)※こあらっこ、うさぎさん教室それぞれ3回ずつ、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止(子ども発達支援センター)	B	
		・保健・福祉・保育・教育・医療との連携により、要支援児について個々の状況・ニーズに応じた保育を実施した。(保育幼稚園室)	A	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(5)障害者の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
	(ウ)学校における教育だけでなく、福祉施策や就労支援につないでいくための調整を担う「特別支援教育コーディネーター」の資質向上と機能強化に努めます。	・教育センターに「発達障がい支援コーディネーター」を配置し、発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援の充実のため、子ども発達支援センター等の市福祉部局や福祉施設と連携して、教員や保護者・本人の教育相談を行っている。(学校教育室)	A	
	(エ)障害のある子どもの個別の教育支援計画を作成し、保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校、高校と情報伝達を行い途切れのない支援を行います。	・個別乳幼児特別支援事業による「個別の就学支援ファイル」の小学校への引継ぎ(44件) ・5歳児健康診査事業による「支援の移行シート」の小学校への引継ぎ(139件)(子ども発達支援センター)	A	
		・保育所(園)、幼稚園、認定こども園では、障害のある子どもに対し、加配保育士の配置や個別の支援計画を作成し、移行ファイルや移行シートにて途切れのない支援が伝達できるよう情報提供を行った。(保育幼稚園室)	A	
	(オ)障害のある子ども一人一人が最も適切な教育が受けられるよう、校内支援体制の充実とともに、障害の特性を踏まえ、個別の指導計画を作成して多様な教育の推進を図ります。	・各小中学校において校内委員会を定期的に開催し、校内支援の充実を図っている。個別の指導計画については、特別支援学級在籍児童・生徒及び通級による指導を受けている児童・生徒全員分を作成し、通常学級に在籍し特別な支援を必要とする児童・生徒についても作成に努めている。(学校教育室)	A	
	(カ)担当教職員の資質の向上と教育条件の整備充実とともに、担当教職員以外の教職員に対しても、特別支援教育及び障害のある子どもの人権についての一層の理解促進のための研修等の充実に努めます。	・学校現場において、支援の必要な児童生徒に対して、合理的配慮のもと、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けることができるよう、学習支援、教育環境の整備を行っている。(学校教育室)	B	
	(キ)特別支援学級、通級指導教室等の多様な学びの場を提供するとともに、高等学校、特別支援学校、企業等と連携し、義務教育後の進学・就労を支援します。	・個別の教育的ニーズのある子どもに対して、的確に応える指導を提供できる連続性のある「多様な学びの場」を用意し、教育相談を行っている。(学校教育室)	B	
⑥ 障害者雇用の促進・自立支援	(ア)障害者雇用の促進のため、県及び関係機関・団体と協力して市民や企業、福祉関係者の理解と認識を深める啓発活動を促進します。	・伊賀圏域障害福祉連絡協議会の就労部会により障害者雇用情報交流会を開催 11月19日(障害福祉室)40名参加	A	
	(イ)本市職員への障害者の採用については、引き続き障害者の適性に配慮した雇用の促進に努め、就職後も就労の長期継続ができる体制を整えます。	・障害者の法定雇用率等は達成している。 ・障害を持った職員に対しては、適性或障害程度に配慮した人事配置に努めた。(人事研修室)	B	
	(ウ)関係機関と連携し、本市企業に対し、障害者の雇用拡充を図るよう、訓練制度や助成制度の普及啓発をはじめ、障害者を雇用するための事業所への支援も積極的に進めます。	・障害者人材センターにより障害者の雇用に関する相談を随時受け付けるとともに雇用促進のための企業訪問を行っている。(障害福祉室)	A	
		・三重労働局等からの依頼に基づきHPや広報等を通じ、周知に努めている。(商工経済室)	B	
	(エ)企業就労に向けた作業訓練の場として重要な役割を果たす、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の安定した運営のため必要な支援を行います。	・移行支援事業所が依然として市内に1事業所しかないため、伊賀市や宇陀市の事業所を 利用している。(障害福祉室)	A	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(5)障害者の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
	(オ)障害者就労施設などからの物品及び役務の調達推進を図るとともに、福祉の店が各種イベントへ参加できるよう積極的に支援します。	・三重とわか国体開催に向けて、障害者優先調達に基づく利用を、県の共同受注窓口みえと連携して推進。(障害福祉室) ・とれたて名張交流館で福祉の店の商品を取り扱っており、販売促進に努めている。また、adsホールのイベントにてロビー販売を促進した。(障害福祉室)	A A	
	(カ)在宅の障害者を対象に、通所による介護や日常生活訓練、創作活動等を行う生活介護事業を拡充し、地域での自立生活を支援します。	・障害のある人が生きがいを持って暮らせるよう、その人に適した生活介護や就労系サービス等の障害福祉サービスを提供。(障害福祉室)	A	
	(キ)名張市障害者人材センターや名張商工会議所、伊賀公共職業安定所等、関係機関・団体と協働・連携して、障害者を対象とした就職面接会を開催するなど、就労機会の提供を図ります。	・ハローワーク主催の障害者面接会を実施(10月5日 三重県伊賀庁舎)参加企業24社・参加者24名・雇用人数10名(身体6名・知的3名・精神1名)(障害福祉室)	A	
⑦ 保健・医療の充実	(ア)妊婦健康診査の充実や、発達段階に応じた乳幼児健診や健康相談の実施、親子教室や発達支援教室による継続的な発達支援の推進など、母子保健対策の一層の充実を進めます。	・発達支援教室(こあらっこ延べ78組、うさぎさん教室延べ69組、遊びの教室4園11回)※こあらっこ、うさぎさん教室それぞれ3回ずつ、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止(子ども発達支援センター) ・妊婦健康診査、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳6か月児、5歳児健康診査や2歳児健康相談、発達支援教室等で発育・発達を確認し、必要時、専門医療機関、関係機関等と連携し支援を実施。(健康・子育て支援室)	C A	福祉子ども部 教育委員会 市立病院
	(イ)成人保健対策の充実に努め、検(健)診の受診勧奨、生活習慣改善支援を実施するとともに、心の健康維持のため、うつ病などについての知識の普及に取り組み、自殺予防対策を進めます。	・あらゆる機会を通して、生活習慣病の予防や睡眠、休息の大切さについて啓発した。また、ホームページに新型コロナウイルス感染症に関するところの窓口も啓発した。(健康・子育て支援室)	A	
	(ウ)医療・福祉・教育等の連携体制の確立による障害の早期発見・早期療育体制の充実を図ります。	・子ども発達支援センターや児童発達支援センターのほか、保健・福祉・保育・教育・医療などの関係機関と連携し、引き続き途切れのない支援に努める。(障害福祉室) ・5歳児健康診査 614名受診(受診率98.2%) ・保幼小中定期巡回及び随時巡回を実施 ・発達相談・発達支援教室・療育や医療との連携を実施(子ども発達支援センター)	A A	
	(エ)受診しやすい医療体制の充実・救急医療体制の整備に向け、2016(平成28)年度に策定した「第2次 名張市立病院改革プラン」に取り組みます。	・受診しやすい医療体制の充実のため、第2次病院改革プランに示している地域の一次医療機関と連携を強化し、適切な機能分担・機能連携を図っています。また、伊賀管内3病院による輪番により、救急医療体制を維持したほか、回復期機能の充実に向け地域包括ケア病棟の開設準備に取り組みました。(市立病院)	B	
	(オ)医療助成について、身体・知的・精神といった障害者医療のバランスが取れた制度の充実を図ります。	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得されている方で、受給資格要件に該当する方を対象とした、心身障害者医療費助成制度を今後も継続します。(保険年金室)	A	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(5)障害者の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
⑧ 福祉サービスの充実	(ア)在宅福祉サービスの充実に向け、家族や地域住民とのふれあいを大切にしながら、可能な限り自宅や住み慣れた地域で質の高い福祉サービスが利用できる体制を整備します。	・相談事業所連絡会等により、きめ細かなサービスが提供できるような課題等の検討を実施する。相談事業所連絡会 9回(障害福祉室)	A	福祉子ども部
	(イ)障害者の日常生活の円滑化と介護者の負担軽減を図るため、福祉用具に関する情報提供と、供給体制を整備します。	・障害者の日常生活の円滑化と介護者の負担軽減を図るために、たん吸引器やストマ装具等の購入費用の補助を行っている(3月末時点686件)(障害福祉室)	A	
	(ウ)障害者が地域で共同生活を営むグループホームの内容充実のため、支援施策の拡充を図ります。	・国・県補助によるグループホームの整備費の確保に努めるとともに、グループホームの利用者(生活保護又は低所得の世帯)への障害福祉サービスとしての家賃助成を継続します。(障害福祉室)	A	
	(エ)障害者支援施設等の入所型生活施設が、障害者の人権を尊重した快適な生活の場となるよう、機能整備に努めます。	・県が実施するスキルアップ研修に各入所型施設職員が受講し、入所者が充実した生活を送ることができるための支援に努めました。(障害福祉室)	A	
	(オ)施設の有する専門性を活用して地域への支援機能の充実を図るとともに、地域との交流の場としての機能の充実を図ります。	・精神科病院からの退院促進や地域生活支援拠点の設置に向けて、地域包括ケアシステムに向けた保健、医療、福祉の関係機関との連携強化、一体化した総合的な相談・支援体制の充実を図りました。(障害福祉室)	A	
⑨ 災害時支援体制の整備	(ア)災害弱者の把握と支援体制の整備に努めます。	・市災害時要援護者支援制度の登録者に対して防災ラジオの無償貸与を行っている(2019年度535世帯785名)。また、要援護者のリストを各市民センターに提供し、地域での要援護者の現状を把握していた。(危機管理室)	A	市長直轄 地域環境部 福祉子ども部
	(イ)地域づくり組織や関係団体・機関と連携し、災害時における避難誘導・安否確認などの支援体制づくりを進めます。	・名張市総合防災訓練の実施時に地域別に安否確認、避難所運営の訓練を実施している。(危機管理室) ・災害時要援護者について、毎年対象者に同意書を送付し、同意者のみ名簿を地域づくり組織に提供している。対象者に2月14日に同意書を送付した。(医療福祉総務室)	B A	
	(ウ)自主防災組織の活動支援、育成を行います。	・名張市生活安全協議会防災部会に各地域から部会委員として2名選出、市総合防災訓練の各地域での訓練について全体での振り返りを行い、各地域へのフィードバックをし、防災意識の醸成を図った。(危機管理室)	B	
	(エ)避難施設で障害者に必要となる設備や物資の把握と整備を図ります。	・福祉避難所で活用するアンブルボードを購入し、危機管理室に管理をまかしている。(障害福祉室)	A	
	(オ)視覚・聴覚障害者等への避難誘導方法等のマニュアルを作成し、緊急時の対策の充実を図ります。	・視覚・聴覚障害者等も含め避難誘導について「地域自主防災隊活動マニュアル」を作成し、各地域において避難・防災訓練を定期的に行ってもらよう指導・啓発を行っている。(危機管理室)	C	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(6)外国人の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
① 外国人の人権に関する啓発・情報提供	(ア)さまざまな国の文化や習慣の違いを理解し、相互に尊重し合いながら共生していく意識づくりのための啓発に取り組みます。	・市民情報交流センター内に多文化共生センターがオープンにした(2月22日)。外国人住民への相談、通訳・翻訳、日本語教室などを名張市人権センターに委託し、支援事業の推進を図る。 ・国際交流、多文化共生をテーマとして、多くの市民が訪れるイベントである隠街道市に国際屋台村を出店(10月13日)。タンザニア、韓国、インドネシアにルーツを持つ伊賀地区在住者の協力を得て、各国の家庭料理を来場者に提供した。また、人権相談力アップ研修(同和行政担当主任研修を兼ねる)でテーマ「メウロコ! 英語は関係ない(10月11日開催)」を開催した。(名張市人権センターに事業委託)(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部
	(イ)関係機関・団体と連携するなどして、多文化共生への相互理解が促進されるよう啓発に取り組みます。	・国際交流、多文化共生をテーマとして、多くの市民が訪れるイベントである隠街道市に国際屋台村を出店(10月13日)。タンザニア、韓国、インドネシアにルーツを持つ伊賀地区在住者の協力を得て、各国の家庭料理を来場者に提供した。(名張市人権センターに事業委託) ・伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会が主催する研修会を実施。(9月3日) 演題:日本で暮らす外国人の人権 講師:早崎直美さん(すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク(RINK)事務局長)(人権・男女共同参画推進室)	B	
② 相談・支援体制の充実	(ア)市の各種制度やサービス、災害対策情報など生活に必要な情報について、多言語版ガイドブックや市ホームページなど、多言語による情報発信に努めます。	・消費生活に関する多言語版パンフレット配布。 ・外国人相談窓口を設置し、翻訳機や映像通訳にて市役所の手続きや相談等の支援を実施。(市民相談室)	B	地域環境部 市民部
	(イ)市の窓口業務においては、「やさしい日本語」での対応に努めます。	・市の窓口業務においては、「やさしい日本語」での対応に努めている。また、希望があれば翻訳機を使用して対応。 ・翻訳機2台設置(74ヶ国語対応)(総合窓口センター)	A	
	(ウ)市内外の各種機関・団体が実施している外国人向けの生活情報や、各種相談などのサービス情報の収集・提供に努めます。	・国民生活センターが行っている訪日外国人向けの消費生活相談パンフレット配布。(市民相談室)	B	
③ 学校教育における支援と国際理解教育の推進	(ア)学校教育において、多様な文化的背景が尊重され必要な教育が受けられるよう、各種の支援に取り組みます。	・県かポルトガル語、タガログ語に対応できるら巡回相談員の派遣を受け、児童観察をしながら、担任、児童生徒、保護者への支援にあたっている。 ・名張市の予算の中で、外国人児童生徒指導員を派遣し、学習支援を行っている。(学校教育室)	B	教育委員会
	(イ)青少年の海外派遣事業や、小中学校へのALT(英語指導助手)派遣事業を通じて、国際理解教育を推進します。	・市内全公立小中学校の外国語活動、英語教育にJET_ALT2名、NON_JET_ALT3名を派遣。(学校教育室)	A	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(6)外国人の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
④ 参加・交流事業への支援	(ア)国際交流や国際協力に取り組む各種団体等の主体的な取組を支援します。	・市民情報交流センター内に多文化共生センターがオープンにした。外国人住民への相談、通訳・翻訳、日本語教室などを名張市人権センターに委託し、支援事業を推進している。また、市民情報交流センターを「ゆうあい日本語の会」の活動場所として提供している。(地域経営室、人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部 教育委員会
	(イ)地域イベントへの外国人市民の参画を支援します。	・国際交流、多文化共生をテーマとして、多くの市民が訪れるイベントである隠街道市に国際屋台村を出店(10月13日)。タンザニア、韓国、インドネシアにルーツを持つ伊賀地区在住者の協力を得て、各国の家庭料理を来場者に提供した。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(ウ)外国人市民の自主的サークルの運営を支援します。	・市民情報交流センター内に多文化共生センターがオープンにした。外国人住民への相談、通訳・翻訳、日本語教室などを名張市人権センターに委託し、支援事業を推進している。サークル等の運営支援も検討していく。 (人権・男女共同参画推進室)	B	
	(エ)国際理解教育の取組に、外国人市民がゲストティーチャーとして参加するよう働きかけます。	・ゲストティーチャーに招き、家庭科や総合的な学習の時間等を実施。 ・小中学校が連携して開催する国際交流フェスタへの招待。(学校教育室)	B	
⑤ 外国人労働者の適正雇用と適正就労	(ア)外国人労働者の雇用と就労について、関係法令等に基づいて適正な対応がなされるよう、企業等への情報提供や啓発チラシの配布など意識啓発を進めます。	・三重労働局からの依頼があれば、周知できる体制を作っている。(商工経済室、人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部 産業部
		・名張市人権・同和教育推進協議会において、企業向けの研修として名張市人権啓発企業研修会を開催。 演題:外国人の雇用と人権について 講師:上田修三さん(大阪企業人権協議会専任講師) (人権・男女共同参画推進室)	A	
⑥「ヘイトスピーチ解消推進法」に関する取組	(ア)ヘイトスピーチ解消の必要性に対する理解が深まるよう教育・啓発に努めます。	・学校人権・同和教育推進委員会において、ヘイトスピーチ解消法のパンフレット(法務省)を配付。職員への周知を図る。 ・中学校区人権教育推進協議会での学習会。(学校教育室)	B	地域環境部 教育委員会
		・ホームページによる周知を図った。(人権・男女共同参画推進室)	C	
	(イ)ヘイトスピーチに関する相談に的確に応じるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めます。	・ヘイトスピーチ解消の取り組みの一環として、市庁舎内において啓発ポスターやリーフレットを掲示し、具体的な相談があった場合には適切に案内ができるよう体制を整えている。(人権・男女共同参画推進室)	B	
(ウ)その他、国・県の動向を踏まえるとともに、先進自治体の事例研究を行うなど、ヘイトスピーチ解消推進のための取組に努めます。	・国・県の動向に注視しているが、川崎市など先進自治体の事例研究を行うまでには至らなかった。(人権・男女共同参画推進室)	C		

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(7)セクシュアル・マイノリティの人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
① セクシュアル・マイノリティの人権に関する啓発・情報提供	(ア)セクシュアル・マイノリティ問題について、市民の正しい理解が促進されるよう、啓発と情報提供を進めます。	・啓発冊子「LGBTをきちんと知ろう」を購入、窓口や人権啓発コーナー等に配架した。(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部
② 学校教育における児童生徒への配慮	(ア)セクシュアル・マイノリティの児童生徒が適切な支援を受けられるよう、教職員の理解の促進を図ります。	・学校の環境づくりをすすめる…関連書籍を教室や保健室に置く。性の多様性の授業。性的マイノリティに関わる情報発信。第3部屋の設置。相談しやすい環境づくり ・教職員の人権感覚を磨く…当事者との出会い(学校教育室)	B	教育委員会
	(イ)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日27文科初児生第3号)を全ての教職員に周知徹底します。	・年度当初に周知、再確認を行っている。(学校教育室)	B	
	(ウ)セクシュアル・マイノリティ問題に関する児童生徒の正しい理解を促進するため、発達段階に応じた学習を進めます。	・人権学習において、セクシャルマイノリティ問題を扱ったのは、小学校では14校中14校(取組率100%)、中学校では5校中3校(取組率60%)である。(学校教育室)	B	
③ 市職員の理解促進のための研修	(ア)市職員一人一人のセクシュアル・マイノリティ問題への理解が深まるよう、研修の機会を設けます。	・三重県人権センター主催「人権に関する相談担当者等スキルアップ講座」(年6回12講座)、隣保館職員研修会、名張市人権センター主催「人権相談力アップ研修」等に職員を派遣し資質向上に努めた。(人事研修室・人権・男女共同参画推進室)	B	総務部 地域環境部
	(イ)セクシュアル・マイノリティの人々に配慮した市窓口での対応手引きを作成します。	・対応手引き作成に至らなかった。継続課題として取り組む。(人権・男女共同参画推進室)	D	
④ 支援の在り方に関する先進地方公共団体の事例研究	(ア)大阪市淀川区の「LGBT支援宣言」など、セクシュアル・マイノリティの支援に先進的に取り組んでいる地方公共団体の事例を研究し、市として実施可能な支援の在り方を検討します。	・「同性パートナーシップ制度」について制度導入自治体の事例研究を行った。継続検討課題。(人権・男女共同参画推進室)	C	地域環境部
⑤ 性別記載や性別分野等に関する見直しについての調査研究	(ア)市民から受ける申請書や申込書、市が発行する通知書や交付文書の性別記載欄について、国や県において様式が定められているものや、合理的理由があるものを除き、廃止を含め取扱いを検討します。	・先行自治体の事例を検討した。継続課題として取り組む。(人権・男女共同参画推進室)	D	総務部 地域環境部
⑥ 相談体制の充実	(ア)セクシュアル・マイノリティの相談に的確に対応ができるよう、相談員の資質向上に努めます。	・三重県主催の人権に関する相談担当者等スキルアップ講座(年間6回12講座のうち、8月22日午後開催講座)を受講し資質向上に努めた。(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部
	(イ)より専門的な相談が必要なケースに対応するため、国や県、当事者団体などによる専門相談機関情報の収集と提供を行います。	・国や県、人権に関わる相談を行っている団体と情報収集に努め、専門的な相談が必要なケースについては専門機関と連携し情報提供・共有を図った。(人権・男女共同参画推進室)	C	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(8)インターネットと人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
① インターネットと人権に関する啓発・情報提供	(ア)インターネット上で生じている人権問題についての情報を提供します。	・国・県等から送られてくるポスターやチラシについては庁舎内で掲示しているが、市のホームページ上では「インターネットと人権」の項目がないため、次年度中には整備し情報提供及び啓発の発信強化に努めたい。(人権・男女共同参画推進室)	C	地域環境部
	(イ)インターネットの特性や利用上のルール・マナーについて、学習機会の提供に努めます。	・出前トークのテーマに「インターネットと人権」を設定。 ・「インターネットと人権」をテーマに人権学習会を実施。 ・人権教育主事が学校等で講師として児童生徒を指導。 (人権・男女共同参画推進室)	A	
		・出前トークのテーマに「インターネットとの上手な付き合い方について」を設定。(市民相談室)	A	
② 発達段階に応じた情報モラル教育の推進	(ア)小中学校等で発達段階に応じて、子どもたちがインターネット上の人権問題への理解を深める教育を推進します。	・人権を侵害する発言や日常の言葉遣い等を考える際に、名同協が作成したリーフレット「その言葉大丈夫？人を傷つけないために」の活用をすすめている。 ・人権教育ガイドラインの、さまざまな人権の中に「インターネットによる人権侵害」の内容の紹介をした。(学校教育室)	C	地域環境部 教育委員会
	(イ)子どものインターネットの適切な利用について、保護者啓発を進めます。	・各学校において、長期休業前の生活の約束等にインターネットやSNSの扱い方について発達段階に応じた注意点を掲載している。学校でネットモラルを含んだ講演会を積極的に開催し、保護者の参加を呼びかけ、内容を知らせている。(学校教育室)	B	
③ インターネット上の人権侵害書き込みモニタリング	(ア)「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」が三重県から受託している「インターネット上における差別表現書き込み分析調査研究事業」に、引き続き全庁体制で取り組みます。	・「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」では名張市・伊賀市職員に依頼をかけた「インターネット上における差別表現書き込み分析調査研究事業」を実施、43日間で延べ163人が参加。 ・インターネットモニタリング参加職員を対象に研修会「インターネットと人権」を5月20日に実施。(人権・男女共同参画推進室)	A	地域環境部
④ 市職員・教職員等の理解促進のための研修	(ア)市職員や教職員のメディア・リテラシーを高めるための研修や情報提供に努めます。	・名張市人権・同和教育推進協議会総会および全体研修会において人権講演会を実施。 総会 6月8日「インターネットと人とのかかわり合い」 講師：スマイリーキクチさん(タレント) 全体研修会 1月26日「インターネットと人権」 講師：黒田恵裕(奈良県立高取国際高等学校教諭) ・インターネットモニタリング参加職員を対象に事前研修会「インターネットと人権」を5月20日に実施。(人権・男女共同参画推進室)	A	総務部 地域環境部 教育委員会

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(8)インターネットと人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
⑤ 相談体制の充実	(ア)差別事象や人権侵害書き込みの発信者が特定できる場合、法務局などの関係機関と連携し、侵害行為の中止と情報削除を働きかけます。	・2019年度においては差別表現の発信者に直接指導する事案はなかった。翌年度以降においても状況に応じて法務局などの関係機関と連携し、侵害行為の中止の働きかけを継続して実施する。(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部
	(イ)情報発信者の特定できない場合についても、関係機関等と連携し、プロバイダ等に対して情報の削除や、発信者の情報開示を求めるなどの取組を行います。	・「インターネット上における差別表現書き込み分析調査研究事業」において、発信者の情報開示までは行っていないが、差別書き込みを278件発見し、うち138件が削除できた。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(ウ)安心してインターネットが利用できるよう、インターネット上の人権問題に関する相談体制の充実に努めます。	・インターネット上の人権問題に関する相談があった場合、適切に案内ができるよう体制を整えている。(人権・男女共同参画推進室)	A	

2019年度 第3次名張市人権施策基本計画実施状況

分野別施策(9)さまざまな人権課題

- ◇ HIV感染者やエイズ患者、ハンセン病回復者の人権
- ◇ 犯罪被害者とその家族の人権
- ◇ 刑を終えて出所した人の人権
- ◇ アイヌの人々の人権
- ◇ ホームレスの人権
- ◇ 北朝鮮当局による拉致問題に関する人権問題
- ◇ 災害被災者(東日本大震災・熊本地震等)の人権

施策の方向性	施策の概要	進捗状況	評価	担当部局
① さまざまな人権課題についての正しい理解を深める教育・啓発	ア)さまざまな人権課題や今後生じる新たな人権課題に関して、市広報やホームページ、イベント、啓発冊子を通じて啓発を図ります。	・人権課題に関して、市広報やホームページ、イベント、啓発冊子、FMラジオ等を通じて啓発を実施。(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部 教育委員会
	(イ)一人一人が日常生活の中や社会情勢の変化などによって生じるさまざまな人権課題を、自らが発見し、人権尊重の視点で行動できる知識や感覚を育てる啓発を進めます。	・人権課題に関して、市広報やホームページ、イベント、啓発冊子、FMラジオ等を通じて啓発を実施。(人権・男女共同参画推進室)	B	
	(ウ)子どもたちが、さまざまな人権についての正しい知識を身に付けることができる人権教育を、発達段階に応じ学校等において推進します。	・学校人権・同和教育推進委員会において、県作成の「人権教育ガイドライン」や「人権学習指導資料」等の周知を図った。これらの資料には、「患者の人権」「犯罪被害者の人権」「刑を終えた人・保護観察中の人の人権」「アイヌ民族の人権」「ホームレスの人権」「北朝鮮当局による拉致問題等」「災害と人権」などのさまざまな人権課題に係る内容が記載されており、発達段階に応じて学習をすすめている。(学校教育室)	C	
② さまざまな人権課題についての情報提供の充実	(ア)市広報やホームページ、啓発冊子などさまざまな広報媒体の活用や、人権啓発イベントを通じて、さまざまな人権課題に関する情報の提供の充実を図ります。	・人権課題に関して、市広報やホームページ、イベント、啓発冊子、FMラジオ等を通じて啓発を実施。(人権・男女共同参画推進室)	B	地域環境部
	(イ)新たに発生する人権課題については、国や県と連携し正しく迅速な情報提供に努めます。	・新型コロナウイルス感染症拡大により県下においても感染者や家族、医療従事者への人権侵害が発生している。新たな人権課題の発生に関しては国、県と連携し、市ホームページなどにより正しい情報の発信と啓発に努めた。(人権・男女共同参画推進室)	C	
③ 相談体制の充実	(ア)「地域福祉教育総合支援システム」のネットワークを有効活用し、関係所属と連携した相談支援を進めるとともに、国・県の関係機関や、地域の関係団体などとの連携も図りながら、市民が安心して利用できる相談体制の整備と機能の充実に努めます。	・平成30年6月よりエリアディレクターを2名増員し、高齢・障害・児童・困窮・教育の各分野に配置されたエリアディレクターを軸に、組織全体で他多機関協働の対応ができる体制づくりを推進。(地域包括支援センター)	A	地域環境部 福祉子ども部 教育委員会
	(イ)多様化・複雑化するさまざまな人権課題に対して、適切かつ迅速に対応するため、それぞれの人権課題に関する専門知識や人権全般に関わる広い見識を身に付けるよう、相談員の能力向上に努めます。	・県人権センターが実施する「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」(年間6回12講座)に、市職員及び隣保館等職員が参加。また、室においてDVD教材等を使って知識の習得に努めている。(人権・男女共同参画推進室)	B	